



第2章 野火止用水の概要

1 指定に至る経緯

昭和18年(1943)7月に埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会から「伊豆殿堀」を含む県内複数の紀念物についての調査が、調査会委員へ依頼された。その後、委員により現地調査が実施され、昭和19年(1944)2月10日付けの復命書にて調査報告を行っている。同年2月14日に開催された第二十二回史蹟名勝天然紀念物調査会の会議において、「野火止用水」という名称に改められ、同年3月31日に史蹟(地方的)として指定された。その後、昭和30年(1955)10月に埼玉県文化財保護条例が制定され「野火止用水」は埼玉県の史跡に指定替えされた。

2 指定の状況

(1) 指定に関する基本情報

名称：野火止用水
種別：史跡
所在地：新座市野火止ほか
指定年月日：昭和19年3月31日

(2) 指定説明文とその範囲

ア 指定時の説明文と野火止用水の概要

第二十二回埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会の会議における以下の説明に基づき、史蹟(地方的)として決定された。

一、史蹟 野火止用水 北足立郡大和田町大字野火止

東京都北多摩郡小平村上宿ヨリ玉川上水ヲ引入レ東村山村久留米村ヲ通シテ北足立郡大和田町ニ入り字八軒ニ於テ一支流ヲ出セルモ三軒屋ニ至ッテ本流ニ合シ更ニ三軒屋ニ於テ北方ニ一支流ヲ分チテ菅澤ニ達セシメ西堀ニ於テハ三筋ニ分流シテ西流ハ臺山下ニ流レ中流ハ西屋敷ヲ経テ平林寺境内ニ至リ東流ハ中原ヲ経テ陣屋ニ至リ各皆川越街道ヲ横断シテ志木ニ至リ新河岸川ニ合流ス 東西二流ハ幅六尺中流ハ幅二尺位ナリ

本用水ハ承應三年起工同年四月竣工通水(榎本彌左衛門覚書)川越城主松平伊豆守信綱家臣小畑助左衛門同安松金右衛門ヲシテ玉川上水ノ三分分水ヲ為サシム 通水三年説ハ日下部景衡ノ「遺老物語」ニ依ルモノナルガ之ハ誤傳ナルガ如シ 安松金右衛門墓ハ元四谷区新宿大宗寺ニ在リシヲ平林寺ニ移セリ

玉川上水ハ承應二年正月清右衛門庄右衛門着手ス 途中ヨリ安松金右衛門設計替ヘシテ三年六月竣工ス 其ノ功トシテ野火止用水ニ三分ノ分水ヲ許サル 斯テ今ヨリ三百年前松平信綱家臣安松金右衛門ニ命シテ之ヲ造ラシメ爾来野火止住民大ニ益ス 昭和七年四月大和田町



青年団野火止支部ハ川越街道平林寺大門入口ニ野火止用水謝恩碑ヲ建設セリ
野火止用水ノ掘鑿ハ勸農増産上里民ヲ益スルコト甚大ナルモノアリ 審議ノ結果史蹟トシ
テ地方的保存価値アルモノト決定ス

上記の指定説明文を見ながら、現在の野火止用水の概況を見ていく。野火止用水は玉川上水小平監視所（現東京都立川市）から分水し、新座市等を通り荒川水系隅田川支流の新河岸川（東京都・埼玉県）へ続く、約24kmの用水路である。現存する流路は東京都側6市（立川市・東大和市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市）、新座市を通る約18kmである。このうち、新座市内における野火止用水の流路は、廃絶もしくは道路化した部分と現存する水路が混在している。かつての水路の流路を復元しつつ、現在の状況を併記すると、おおむね次のとおりである。

玉川上水から分岐した野火止用水は、新座市に入り旧西堀村地区（新堀・西堀地域）で一
旦本流と八軒廻し堀（八軒ニ於テ一支流。現在は遊歩道化）と呼ばれた水路に分岐し、同地
区内で再び合流、市域中央へ向かう。その後、西堀地区（西堀一丁目～三丁目付近）で菅沢・
北野堀（三軒屋ニ於テ北方ニ一支流。現在は廃絶）が分岐する。菅沢・北野堀は、本流から分
かれた後、市内北部方面へ向かい、米軍基地大和田通信所を通りあたご一丁目を通り、
志木街道へ突き当たると街道沿いに進み野火止地区へ向かう。菅沢・北野堀は、本流と分岐
する西堀二・三丁目付近や大和田通信所付近にわずかに水路跡が遺存している。

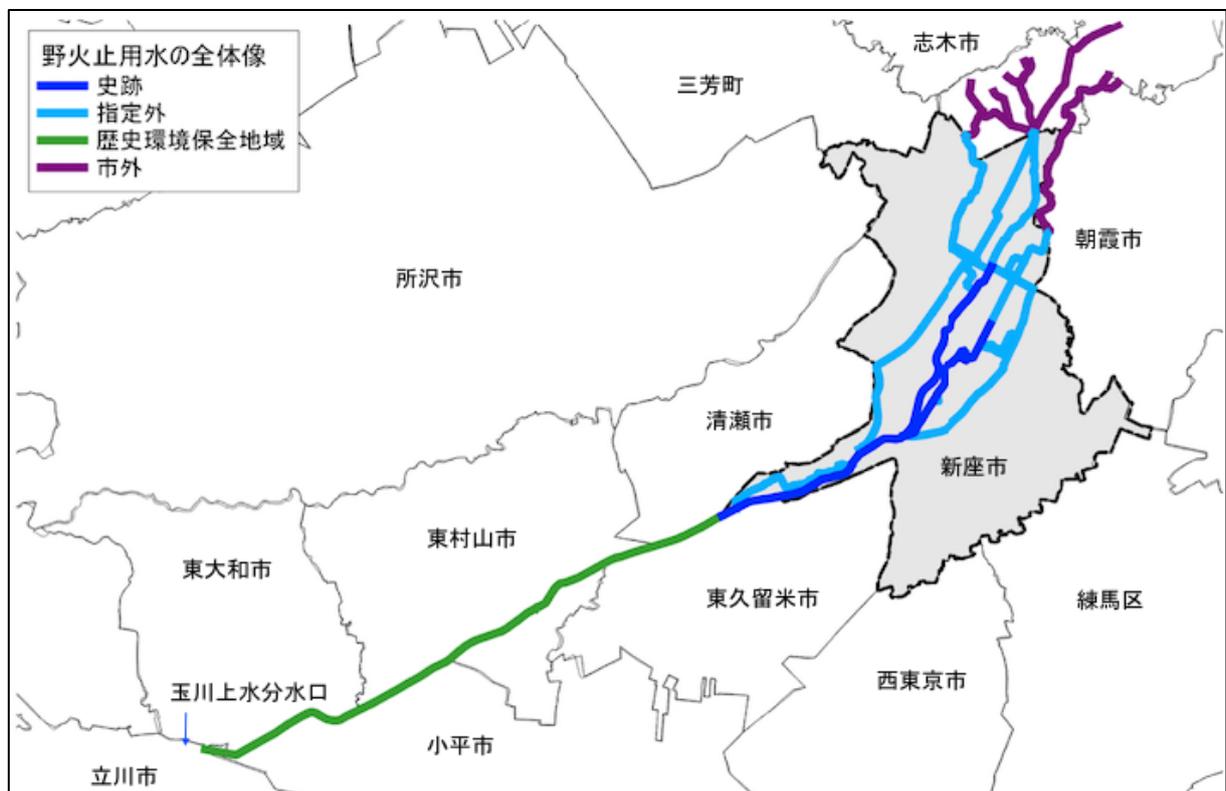


図4：野火止用水の全体像



本流（西流）はそのまま市域を横断しつつ、現野火止用水史跡公園付近において本流と平林寺堀（中流。現存、一部道路化）・陣屋堀（東流。廃絶、歩道化）に分岐する。本流と分岐した流れのうち、北側の流れは平林寺堀と呼ばれ、平林寺境内を流れつつ野火止方面へ向かう。対して南側の流れ、すなわち陣屋堀は野火止用水を開いた松平信綱の子孫である大河内松平家の陣屋が置かれた付近を流れ、野火止地区へ向かい、川越街道に沿って流れた後、北側の平林寺堀と合流する。

いずれの流路も、野火止台地の各地域を広く網羅するように分岐されており、大河内松平家による開発に際して形成された地割に沿うように流路を形成していたと考えられる。また、支流はそれぞれが流れる地域名に由来する通称で呼ばれており、八軒廻し堀、菅沢・北野堀、陣屋堀、平林寺堀、と呼称されている。これらは昭和期になってからの名称と考えられる。

イ 昭和50年（1975）8月18日付け県教委通知（抜粋）

市教委は野火止用水の指定地域が明確ではないとして、県教委に照会を行ったところ、県教委からは下記の回答があった。

野火止用水の県指定地域としては、用水の原形をよくとどめている次の二区域とする。

- 1 野火止用水本流、県境（小金井街道）から川越街道まで6.712kmの水路敷（3.6m）と土あげ敷（左右各1.8m）
- 2 野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約2.7kmの水路敷と、左右の土あげ敷。

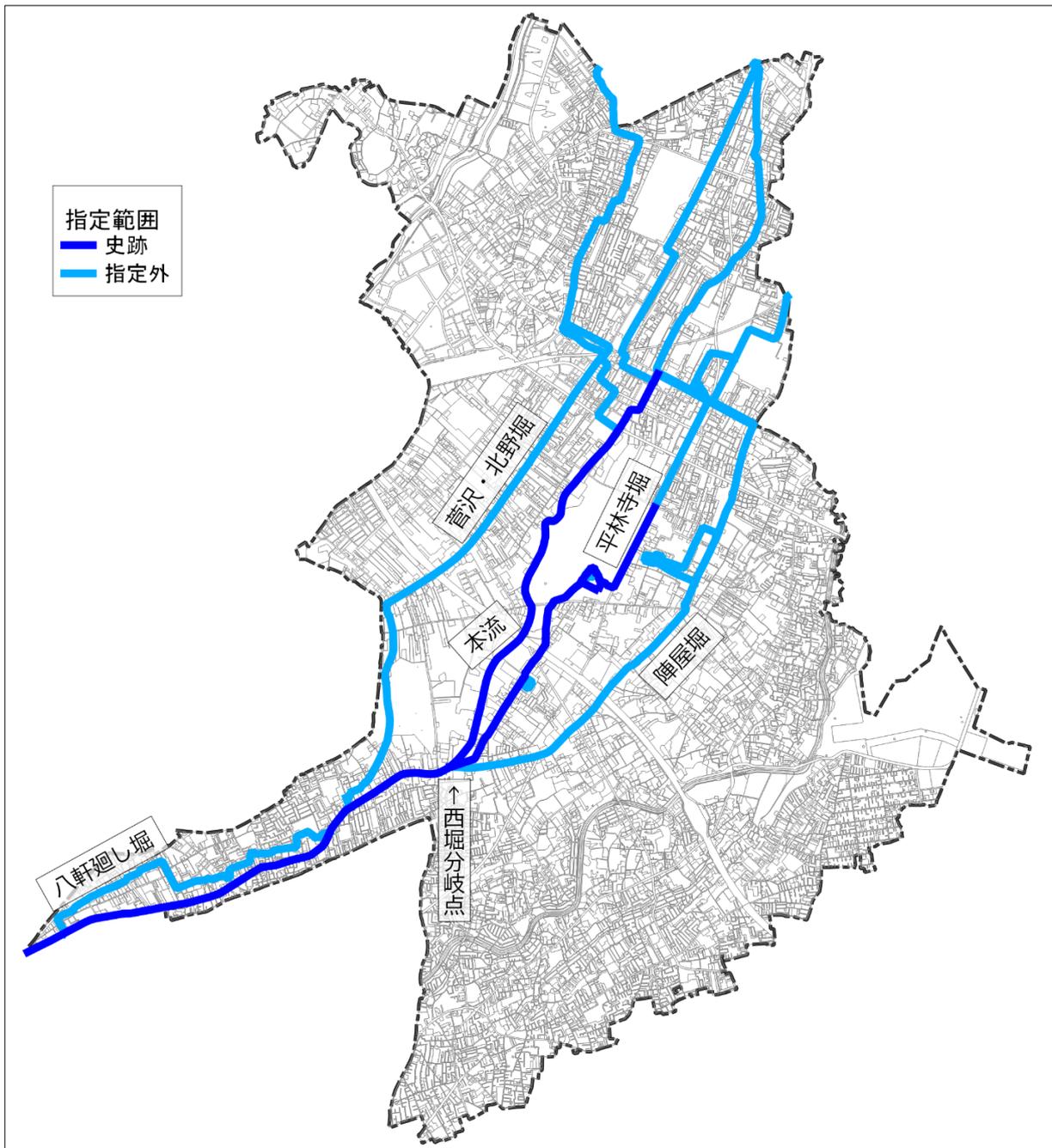


図5：史跡野火止用水の範囲

ウ 昭和58年（1983）2月24日付け県教委通知（抜粋）

市教委は野火止用水の保存対策について県教委に照会を行ったところ、県教委からは下記の回答があった。

5 野火止用水保存の経過

今日の社会経済状況を勘案しても、首都圏に位置し、地理的条件に恵まれている新座市にお



いては、今後も相当な都市化の進展が、想像できる。

文化財史跡としての野火止用水は、埼玉県指定史跡範囲を現状のまま保存することが理想であるが、前述の諸情勢を考えると、保存についての現実は、相当厳しいものがある。

したがって、用水の周囲と調和を保つなかで、保存対策を講ずることが、貴重な文化的遺産を次代に継承して行けるものとする。

そのため用水の保存について、次のように行う。

(1) A地区

用水の原形をよくとどめている次の区間

本 流 西堀分岐点から国道254号線バイパスまで

平林寺堀 西堀分岐点から平林寺を経由して新座市役所前まで

この区間は原則として用水の現状を変更するような行為は認めない。

(2) B地区

用水の原形を比較的とどめている次の地区

本 流 新堀二丁目1413番地から新堀一丁目354番地まで

西堀二丁目 407番地から西堀二丁目 541番地まで

西堀一丁目 727番地から西堀一丁目 814番地まで

この区間は公共性が特に強いと考えられる現状変更行為についてのみ認める。

(3) C地区

住民生活に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態も良好でない次の区間

本 流 都県境から新堀二丁目1413番地まで

新堀一丁目 354番地から西堀二丁目 407番地まで

西堀二丁目 541番地から西堀一丁目 727番地まで

野火止四丁目 700番地から野火止六丁目 724番地まで

この区間は、急速な都市化によって文化財としての保護策を講ずることが困難なので、その現状を鑑みて、現状変更することもやむを得ない地区とする。

工 指定範囲

野火止用水の史跡指定範囲は、上記ア～ウの指定文及び県教委の通知に基づく区間における水路敷と土あげ敷である。水路敷は現水路と重なっていると推定される。その上で、土あげ敷は削平等を受けている範囲があることから、その取扱いについては現状変更の区分の考え方の中で記載する。



(3) 指定後の調査履歴

史跡指定後に行われた各種調査を次表にまとめた。

表3：史跡指定後の調査一覧

分類	年度	年月	事業
総合	昭和48年 (1973)	昭和49年 3月	『野火止用水文化財調査団報告書』 S48.12-S49.2に環境等の諸調査
自然	昭和49年 (1974)	昭和49年 6月	埼玉県・野火止用水使用組合の合同調査 『野火止用水周辺の植物』
埋文	昭和51年 (1976)		野火止用水平林寺堀第1地点の試掘調査
埋文	昭和53年 (1978)	昭和54年 2月	陣屋遺跡(野火止用水陣屋堀第1地点)の発掘調査(築堤を断ち割り、道路整備)
架設物等	昭和55年 (1980)	昭和56年 2月	橋梁等の所在確認調査
埋文	昭和59年 (1984)		野火止用水本流第1地点の発掘調査 (野火止歩行者・自転車専用道路)
架設物等	昭和59年 (1984)	昭和59年 10月	『野火止用水「橋」調査表』の作成
架設物等	昭和61年 (1986)	昭和61年 5月	『野火止用水橋梁等架設物所在確認調査』の作成
架設物等	昭和61年 (1986)	昭和61年 7月	『橋梁等架設物所在分布地図・台帳』の作成
埋文	昭和63年 (1988)		野火止用水平林寺堀第2地点の発掘調査(現状変更)
架設物等	平成元年 (1989)	平成元年 12月	『橋梁等架設物所在分布地図・台帳』の変更増補
自然	平成2年 (1990)	平成3年 3月	『野火止用水沿いの植生調査報告』
自然	平成5年 (1993)	平成5年 10月	『野火止用水流域環境現況調査』
自然 民俗	平成8年 (1996)		野火止用水動植物調査 野火止用水沿いの地域伝承調査
自然	平成8年 (1996)	平成8年 8月	『野火止用水沿いの動植物概況調査報告』
埋文	平成9年 (1997)		野火止用水本流第2地点の発掘調査 (新座駅南口第2土地区画整理事業)



分類	年度	年月	事業
史跡	平成 8 - 9 年 (1996-1997)		『野火止用水形態確認調査』 本多緑道等の断面確認調査
景観	平成 17 年 (2005)	平成17年	文化的景観保存・活用調査事業に着手 『文化的景観保存活用調査 (その1)』の作成
景観	平成 18 年 (2006)	平成18年	『文化的景観保存活用調査 (その2)』の作成
自然	平成 22 年 (2010)	平成22年	『野火止用水自然環境調査及び平林寺境内林境内調査』
架設物等	平成 26 年 (2014)	平成26年	文化財説明板の現状一斉調査
埋文	平成 26 年 (2014)	平成26年	野火止用水本流第3地点の発掘調査 (新座駅南口第2土地地区画整理、浮遊ゴミの回収施設)
史跡	令和 3 年 (2021)	令和3年	用水断面の現況測量 (A地区)
史跡	令和 4 年 (2022)	令和4年	用水断面の現況測量 (B・C地区)

3 野火止用水の概要

(1) 地理的環境

史跡野火止用水のある新座市は、埼玉県最南端に位置し、東西約7km、南北約8km、総面積22.78km²を有する都市である。市域北西から北東部にかけては、埼玉県所沢市、入間郡三芳町、志木市、朝霞市に、市城南東から南西部には東京都練馬区、西東京市、東久留米市、清瀬市に接しており、都心から約25km圏に位置する。市域は荒川中流域の右岸に位置し、南西から北東に向かって緩やかに傾斜している。市域の南部には黒目川、北部には柳瀬川があり、両河川に挟まれた細長い台地を野火止台地と呼んでいる。

野火止台地上はほぼ平坦に見えるが、市域の西端の新堀三丁目は標高約60m、中央部の市役所付近で約40m、北部の志木駅付近で約20mであり、両河川沿いの低地との比高差は10m以上の段丘面を形成している。また、平林寺が立地する付近は比高差10m程の小さい丘になっており、野火止台地よりも上位に位置している。台地全域を関東ローム層が覆っており、高燥な環境である。野火止用水は、水資源の乏しいこの野火止台地中央部を縦断している。

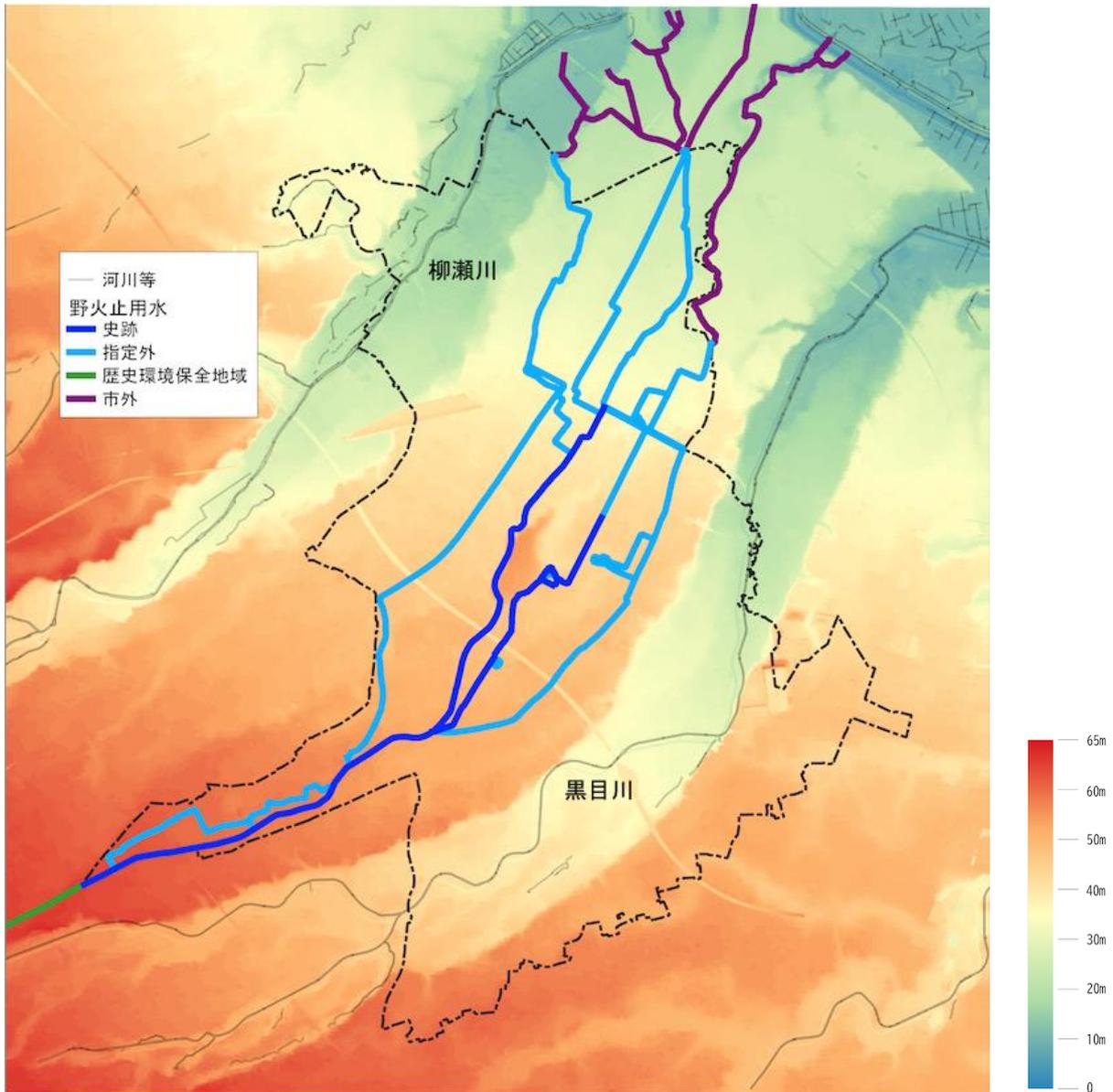


図6：野火止台地の中央部を流れる野火止用水

(2) 歴史的環境

ア 用水開削以前の概要

新座市域における遺跡は、黒目川沿いにいちぼさか市場坂遺跡（旧石器時代）や嵯峨山遺跡（縄文時代）、柳瀬川沿いに新開遺跡（弥生・古墳時代）や大和田カミ遺跡（縄文・平安時代）が挙げられる（『新座市史』自然・考古・古代・中世資料編）。しかし、水の確保が難しい野火止台地中央部では、中世以前の遺跡が見受けられない。

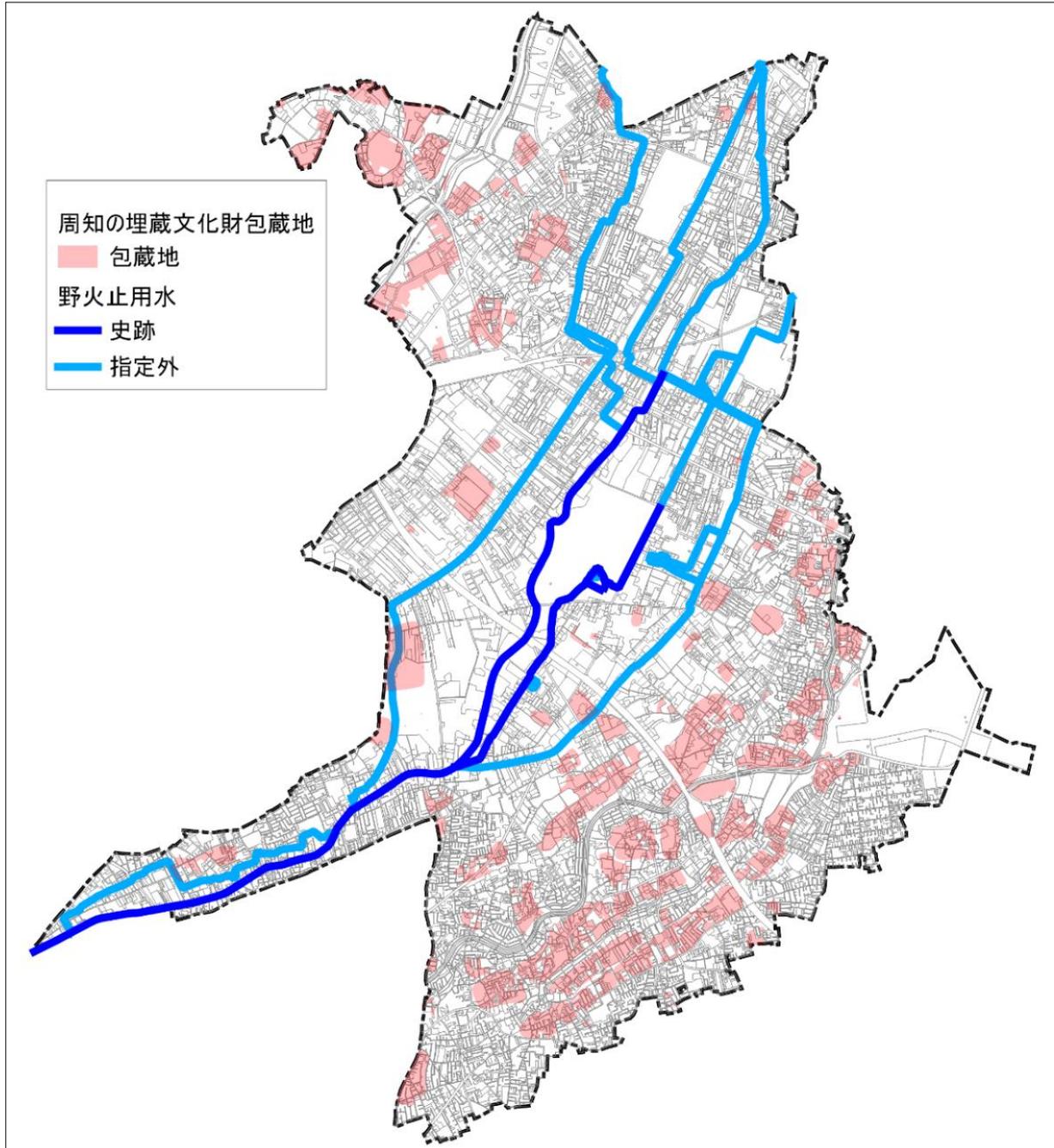


図7：野火止用水と周知の埋蔵文化財包蔵地

のちに野火止用水、野火止新田として登場する「のびとめ（野火止・野火留）」という地名は、その由来を中世まで遡る。その根拠としては聖護院門跡道興准后が記した『廻国雑記』の存在が挙げられる。文明18年（1486）、関東へ下向した道興が武蔵国の十玉坊に逗留し、新座の近辺を遊覧した際に記録した一節に「此のあたりに野火とめつかといふ塚あり。けふはなやきそと詠ぜしによりて、烽火たちまちにやけとまりけるとなむ。それより此塚をのびとめと名づけ侍るよし、国の人申侍ければ、わか草の妻もこもらぬ冬されに聴て



もかかる」のびとめの塚」とある。この一節によれば、道興准后が「此のあたり」を訪れたときは、住人が当時存在した塚を「のびとめ塚」と呼んでおり、『伊勢物語』の一節「けふはなやきそ」が要因となって発生した地名である。

慶安年間（1650頃）の『武蔵田圃簿』では、新座郡の18か村の石高が列記されているが、野火止新田はまだ開発されていないため、村としては登場しない。代わりに、新座郡唯一の「名所」として「野火留塚」が登場する。この「のびとめ塚」は、平林寺丘の頂部にある「野火止塚」であるとされ、平林寺移転前より存在したと言われるが、平林寺が現存する独立丘自体が「野火留塚」である可能性もあろう。さらに、「野火止塚」の近くには「業平塚」と呼ばれる小型の塚も伝わっている。野火止台地に新田が開発され、村が成立する以前から『伊勢物語』に由来する伝説があり、この付近が「のびとめ」と呼ばれていたことは確かである。

また、野火止の地名の由来には別の説もあり、中世の頃に盛んに行われていた焼畑農法に由来するものとの考え方も有力である。こちらについては昔、焼き畑が行われた頃に、その火が人家に及ばないように、塚や堤を築いて火の手を監視したことに由来するようであるが、詳細は不明である。徳川幕府が文化7年（1810）に着手し、天保元年（1830）に完成した『新編武蔵風土記』に記述されている平林寺の野火止塚の項にも『伊勢物語』と『廻国雑記』の文が引用されており、江戸時代における野火止の地名伝承としては双方ともが周知されていたと思われる。

川越藩による新田開発が着手される前の台地上の景観については、一面茅の原であったと考えられている。だが、開拓以前にも秣場として使用されていたこと（『武蔵田圃簿』）も踏まえると、茅のみであったとは考えられず、下草が茂り、燃料や肥料となりうる葉や枝を茂らせる植物類の繁茂も想定できる。

イ 江戸時代前期の幕政と、松平信綱の川越藩政

4代将軍・家綱の時代には、社会も安定し始め、技術の発展や小農の自立、領主による大規模な土木工事が行われていった。この時期、幕府や各藩の奨励のもと、湖や潟・浅瀬等で埋め立てや干拓が行われ、丘陵地帯や台地、谷地等の内陸部でも新田の開発が行われるようになり、耕地が飛躍的に拡大した。江戸近郊の開発によって人口増加と食糧増産が図られた反面、飲用水が不足したため、老中・松平信綱を総奉行として玉川上水が開削されることとなる。



図8：松平伊豆守信綱夫妻の墓
（埼玉県指定史跡）

川越藩主となった信綱は、川越城の大改築を行い、城下の居住区の町割（侍屋敷・町屋敷・社寺地など）を整え、川越藩士・安松金右衛門による玉川上水・野火止用水の開削、農業技術の指導や農産物の改良などの農政を振興し、川



越街道や河川改修による江戸との交通路の整備等、川越藩政の基礎を固めた。川越藩は江戸の後背地に位置し、軍事・流通の要衝にして江戸の農業生産地であったため、老中かつ川越藩主であった松平信綱は、国土の開発と社会の安定を図ることこそ幕府に奉公を尽くすことであり、川越領を幕府の農事試験場的な役割と考えていたと言える。

松平氏時代の川越藩による武蔵野開発には、二つの方針があり、第一は小農民の経営を安定させて、本百姓としての自立と農業生産の向上を図り、本田畑からの年貢収取を増加させること、第二は年貢対象地である耕地を増加させる新田開発の推進であった。また、江戸前期の新田開発は、低地を田に変えることが中心であり、それは年貢増産を企図したものであった。信綱も当初は、旧来の村周辺の開発を始めており、武蔵野ひいては野火止における將軍御膝元としての経済基盤強化を目的としていることが読み取れる（『新編埼玉県史』）。しかし、当初の開発対象となった武蔵野は、旧来の村周辺では秣場として利用されていた。つまり入会地としての活用が主であったため、慶安2年（1649）以降、野銭を上納し、入会地を利用していた近隣の村々からは、新田開発に伴って秣場が利用できなくなることへの反発が起こった。

そこで、信綱は紛争を避けるために旧来の村や秣場から離れ、未開の台地上の開発を行ったものと思われる。つまり、村々との争い、出入りの懸念がなく、飲用水に乏しいため農民が勝手出作をすることが難しい原野を選んだ開発であった。そして、この水の乏しい台地での「新畑開発」は当時でも類を見ない試みだった。

ウ 野火止新田開発と野火止用水の開削

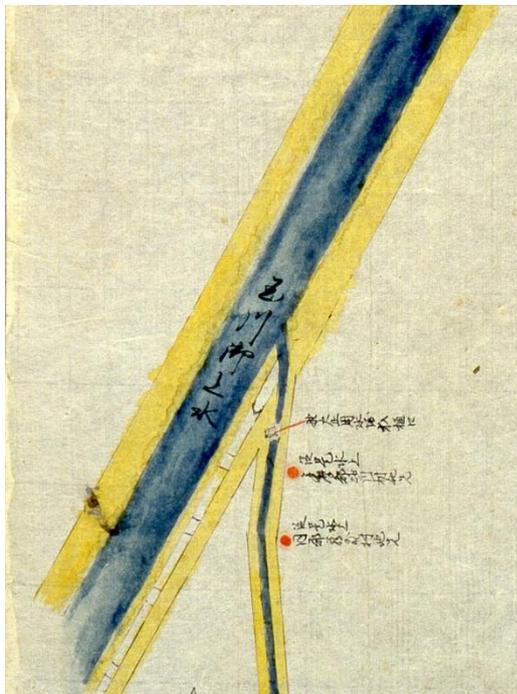
川越の塩商人・榎本弥左衛門の『萬之覺』によると、「武蔵野火留新田、同巳（承応2年）之春中ヨリ同八月中迄五十四五間家出来申候」とある。幕閣として玉川上水の工事が命じられた承応2年（1653）の春、信綱は野火止に新田（実際は畑のみ）を取り立て、8月までに54、55軒の農家をここに移住させ、一軒につき金二両・米一俵ずつを貸付けて開発させた。信綱は家臣を常駐させて開発の指導に当たらせ、耕地を計画的な短冊形に区画し、新しい村（野火止村、西堀村、菅沢村、北野村）をつくり、さらに周辺の他領16か村をはじめ、松平家の一門や家臣までも参加させた。この開発は、川越藩の実施した畑作新田開発のうち、最も計画的かつ精力的なものであった。領主や一門・家臣と農民が一体となって、江戸近郊の武蔵野台地における耕地拡大策を図る幕府農政に先行した、先駆的な事例かつ試験的な性格を持つものでもあった。

野火止新田開発の着手と同じ年、信綱は家臣・安松金右衛門を動員して玉川上水の開削を成功させると、その功績が幕府によって認められ、自領への分水、すなわち野火止用水の開削を許される。『上水記』には「一説、松平伊豆守の臣何某が考る所也、是によりて野火止分水口は格別の掘割にて、古諺、伊豆殿堀といふ、又云、古伊豆守の家、郡方役人安松金右衛門工夫して、主人に申立、吟味のうへ野火止用水出来と云々」とある。この「野火止分水」・「伊豆殿堀」は野火止用水の別名として知られ、玉川上水の開削が安松金右衛門の考案によるものであり、そのために野火止用水が分水できたとしている。玉川上水と野火止用



水の分水割合は「七分は江戸へ通じ、三分は信綱へ賜はり、領内へそゞげり」（『新編武蔵風土記』）とされ、玉川上水の最古にして最大、私領に引かれた唯一の分水が野火止用水である。

榎本弥左衛門『萬之覚』は、野火止用水を次のように伝えている。「承応四三月廿日時分、野火留へ水流れ初り申候、ほり初か二月の十日時分より初り申候、堀長さ四里程可有候、水上より野火留迄卅間程ひくし、水上ハ江戸の水道之わかさり也、堀ノロハ深みニ依不定、しきハ三尺ニ極り申候」。つまり、掘り始めから数えて40日ほどで距離四里（約16km）、敷三尺（約90cm）の水路を完成させ、通水したという。また、開削に際しては、ほぼ平坦に見える野火止台地の中でもわずかに高い場所を選んで水路を引いている。また、窪地では版築法等によって堤を築き、その上に堀を設け、粘土を敷いて水止めをする等の工夫が凝らされており、当時の測量・土木技術の高さを物語っている。



左図9：明治4年（1872）の分水
（「野火止用水古絵図」部分）

右図10：野火止口樋管改修記念
（昭和期か。左から野火止用水、小川用水、玉川上水）

このように玉川上水の開削から野火止用水の分水、そして野火止新田の開発着手が極めて近い時期に行われており、用水の工事開始から完成までが短期間でもあることから、野火止用水開削は玉川上水開削時に既に計画されていた可能性が指摘できる。当初の野火止では飲用水の確保が必須であり、井戸の掘削も行われていないことから、承応2年（1653）の玉川上水の開削と野火止新田開発の時点で、野火止台地が用水を流下できる地形であることを、信綱は把握していたのだろう。



Ⅰ 新田開発の村々と歴史的景観

開発直後の明暦2年（1656）に検地が行われた記録があるが、検地帳が現存しないため、当時の状況は不明である。寛文元年（1661）の検地帳では、新田開発によって設けられた土地は、屋敷地の間口幅と奥に続く畑・野の幅が同じであり、短冊形に地割していたことが確認できる

（『寛文元年五月野火止村検地

帳』）。川越藩は、野火止の新田開発を行う際、川越街道や野火止用水を軸に耕地を短冊形に地割し、それぞれの起点となる道や水路に近い方から上・中・下・下々等の各等級に分けて開発させ年貢を徴収した。この等級は実際に畑地の収穫量を調査

したわけではなく、単に起点から近い順に付けたと考えられている。また、耕地は基本的に屋敷地の背後に設定され、それぞれの敷地に野火止用水が流れ、飲用水としての利用の便が計られた。



図 11：野火止新田開発関係資料
（県指定有形文化財）

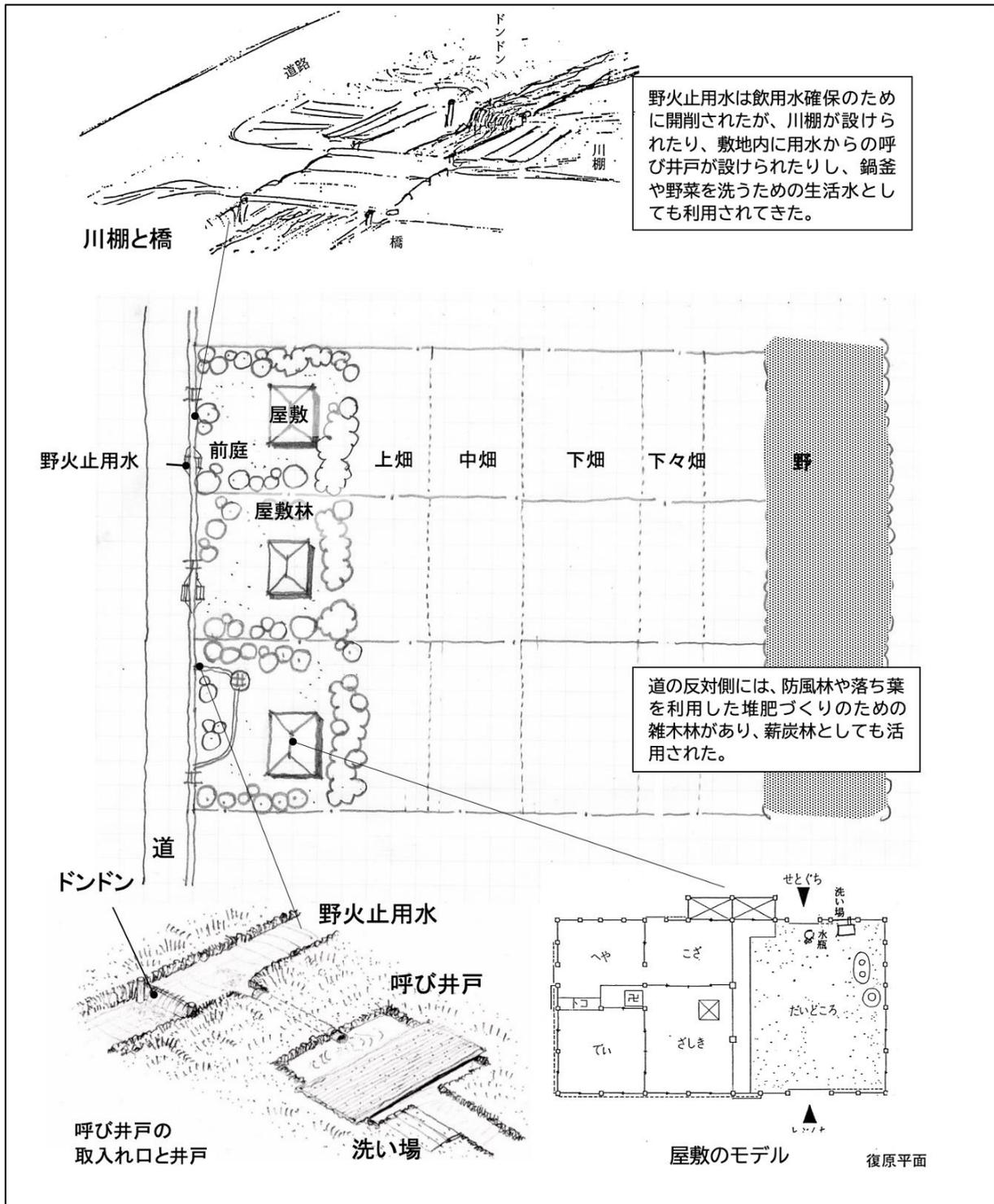


図 12：新田開発集落の地割と野火止用水
（『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』）



正徳6年（1716）に菅沢村の百姓・長谷川忠兵衛が記した「正徳六年『草庵再造記』」には、「然明暦丙申歳同国橘樹郡六郷領菅沢村之農夫十有一人于爰来而居住、斯為民家之始、爾来准彼地菅沢新田云少」とあり、菅沢村の由来が記されている。菅沢村は明暦2年

（1656）に現在の神奈川県横浜市金沢区菅沢から農夫11人が入植したのが始まりであり、近世前期に開発された村から新たに開発された場所へ移住したと解釈できる。この菅沢村は『新編武蔵風土記』に「土性は野土故耕作に宜しからず」と記されており、耕作地に向いていないと認識されていたことがわかる。

北野村の成立は明らかではないが、言い伝えによると近隣の村々から入植したと考えられる。寛文元年（1661）の「武州新倉郡野火留村年貢割付状」では、北野村の中畑、下畑、下々畑の項目に「当発損面」とあり、「損面」は未開墾地あるいは休耕地を示すと思われることから、野火止新田の中では最も遅い開発であった。また、北野村は野火止用水の流末に当たっていたことも開発の遅さに影響していたであろう。

西堀村は後年、信綱の息子・輝綱が平林寺へ寄進し、平林寺領となるが、「寛文元年川越領武蔵野西堀村検地帳」（平林寺所蔵丙箱40-2）から寛文元年に検地が行われていることは確かである。

これらの検地帳や文書から野火止台地における畑作新田開発が広範囲に行われていたことが理解できる。開発された野火止新田は、狭義には野火止1か村、広義にはほぼ同時に開発された野火止・北野・菅沢・西堀の4か村を指している。承応2年（1653）に信綱が開発を企図した時、54、55軒の農家が入植した土地が、狭義の野火止であったのか、広義の4か村であったのかは明らかではないが、先に挙げた寛文元年（1661）の割付状に本村と記録され、川越街道沿いにある野火止村の開発が最初だと考えるのが妥当である。なお、野火止の表記は、元禄期（1683～1701年）以前には「野火留」（のびとめ）と記載することが多かったようである。



図13：正徳六年「草庵再造記」
（市指定有形文化財）



野火止の開発初期は、他領から農民を入植させるだけでなく、家臣による開発も推奨していた。当時の諸大名は、自身の家臣・一門らを入植させて、所領開発を行うものも多く、『土芥寇讎記』の松平信輝（信綱の孫）の項目には「在国之侍ハ、新畑ヲ開キ、下屋敷ト称シテ手作ス」とあり、川越藩の家臣が領内に下屋敷を有し、畑を開いて畑作をしていることが記されている。これは家臣の家来・奉公人・小作人らが実際に耕作していたことを指すが、野火止においても同様であり、野火止の検地帳には多数の屋敷地が記されている。これら武士の屋敷地は後に百姓へ分割されており（『野火止宿・菅沢村・北野村屋敷改帳』〔天和～貞享年間〕）、野火止の開発が進むにつれて百姓へ屋敷が渡されていく様子が確認できる。



図 15：昭和 22 年（1947）12 月 29 日撮影、川越街道沿いの短冊形地割
（国土地理院、USA-R741-98 を抜粋）



川越藩の政策では、雑木林の奨励と萌芽更新の方法が指導されている様子が読み取れる。川越藩が慶安3年（1650）閏10月17日に領内に下した「川越藩郡方条目」の中では、クヌギ・コナラといった雑木林の中心をなす樹木は、材木になるべき木は枝下ろしをして育て、細木は薪にするように命じ、さらに切り口から出た若芽を発育の良い2本だけを残して刈り取るように指導している。これは、近世以降の武蔵野の薪炭林としての雑木利用法に一致しており、川越藩の新田開発に伴う雑木林形成が後世の景観に大きな影響を与えたと考えられる。

こうした野火止新田特有の集落形成は、西堀・菅沢・北野村でも行われ、短冊形地割が野火止台地を代表する集落形態となっている。同じ野火止用水沿いでも、市域外では水利権がなかったり、飲用水ではなく灌漑用水として利用されたりしたため、短冊形地割は形成されていない。この「野火止新田モデル」は、同じ玉川上水の分水を始め、江戸周辺の台地開発で模倣されていった。後代の川越藩主・柳沢吉保による三富新田の開拓も、野火止新田に倣って進められたが、用水開削に失敗したため、深い井戸を掘って水を確保する必要があった。

当初の野火止用水の流末は、新河岸川へ落水していたが、のちに新河岸川対岸の領主・岡部氏が新河岸川に懸樋（いろは樋）を構築し、旧宗岡村（現・志木市宗岡）へ水を渡して水田灌漑に利用した。野火止開発のために築かれた用水が、付近の村々へもその恩恵をもたらしていたことがわかる。

オ 平林寺と野火止

金鳳山平林寺は武蔵国埼玉郡（現さいたま市岩槻区）に永和元年（1375）に建立された禅宗寺院であり、開基は大田備中守春桂蘊沢居士、開山には石室善玖禅師が迎えられた。天正18年（1590）の豊臣秀吉による小田原征伐の岩槻城攻撃により堂宇の大半が焼失し、塔頭の一つである聯芳軒のみが存在する状況であった。天正20年（1592）、徳川家康の朱印状により騎西郡に50石の朱印地を得て、駿河臨濟寺から鉄山宗鈍禅師を招いて中興開山とし、平林寺は臨濟宗妙心寺派として復興した。文禄4年（1595）、2世・雪堂宗瑜の頃に伽藍が再興され、寛永2年（1625）には2代将軍・秀忠、寛永13年（1636）には3代将軍・家光から継目安堵を受けた。

岩槻時代の平林寺にも、信綱の実祖父・秀綱と実祖母、実父・久綱のほか養父・正綱も葬られ、大河内松平一族の廟所が造営されていたと考えられる。信綱は平林寺を菩提寺とし、祖先祭祀を行うことで自らの正統性を内外に示した。

その後、寛文3年（1663）、松平信綱の子・輝綱が父の遺命により野火止へ移転したとされるが、寛文元年（1661）には平林寺塔頭である聯芳軒の屋敷地が野火止村に存在していることが確認できる（「野火止村東下屋敷検地帳」など）。惣門や三門等の伽藍や大河内松平一族の廟所も移転され、寛文5年（1665）には4代将軍・家綱の朱印状によって、岩槻から西堀村（現新堀・西堀地区）へ寺領替えが認められた。



平林寺は江戸近郊の名所として『江戸名所図会』や『新編武蔵風土記』にも取り上げられるが、境内には野火止用水の平林寺堀が引かれ、奥庭（林泉境内）や門前を流れる用水も描かれており、水路幅や護岸形態、土あげ敷等、様々な情報を得ることができる。



図 16：宝永年間（1704～1710）又は宝暦年間（1751～1763）の平林寺（『平林寺史』）

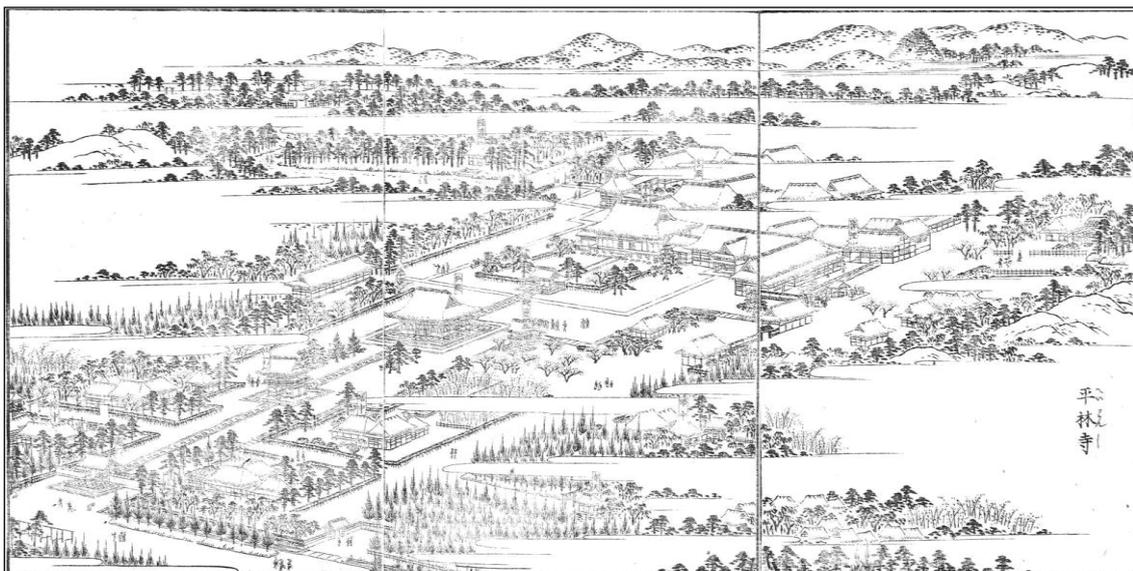


図 17：江戸時代後期の平林寺と野火止用水（『江戸名所図会』）



カ 野火止の信仰と用水開削

野火止用水沿いにおける各神社は、いずれも境内前の道沿いに用水が流れており、例大祭はおおむね4月下旬に実施されている。これは野火止用水が開通した旧暦の3月20日と対応している可能性がある。

例大祭では「武州里神楽」の石山家によって神楽が奉納されている。石山家は、江戸時代には新座郡周辺で神楽を奉納しており、同家に伝わる文書（「御神楽壇発控帳」）には文政元年（1818）に「陰陽家神職」として「石山内蔵之助」が野火止で神楽を奉納していたことが記されている。陰陽家神職とは、京都の土御門家から免許を請け活動する神楽師のことであり、江戸時代においては里神楽をもって奉仕していた。武蔵野における神楽奉納は、関東諸国に比べて群を抜いて多く、更にその多くは雨乞い、豊穰を願う祭に際して奉納されていた。水に乏しい武蔵野台地での水や五穀豊穰を願う信仰と里神楽が結びついた結果と言える。



図 18：武州里神楽

さらに、市域における稲荷社に関しても水の信仰との関連が想起される。江戸時代における稲荷信仰は、最も代表的なものが水と五穀豊穰に關与する田の神としての信仰であるが、元禄期には飢饉や災害等に瀕して、五穀豊穰を願う側面が民衆の中で流行した。また、疱瘡などの流行病とのつながりから、疫病封じの神としても信仰された西屋敷の疱瘡稲荷は、その名のとおり疱瘡を治す稲荷として信仰を集めた。西屋敷は平林寺領に当たり、平林寺が管理する稲荷であったとされる。

このほか、用水沿岸には石造物が建立されており、馬頭観音のような寺社に起因する信仰や、庚申講のように古代に発祥しつつ近世、近代に至る過程で民間信仰化したものも確認できる。また、用水沿いでは水汲み場に御幣を立てて水神を祀る家もあり、水に対する信仰が存在したことを示している。

これら野火止用水の周辺に見られる民間信仰は、水や疱瘡のような病など、命や生活に直結する事柄に対しての信仰である。江戸時代における野火止用水の開削と野火止新田の開発が、多様な信仰を育んだ土壌となり、そこで暮らす人々が居なければ現在に伝わることはなかった。野火止用水が育んだ社会によって生まれた信仰構造と言える。

キ 高崎藩と野火止陣屋

信綱の孫である信輝は、元禄7年（1694）に下総古河藩に転封となり、川越藩領である野火止の領地を失う。宝永元年（1704）、信綱の孫で高崎藩主であった輝貞は、先祖の菩提寺のある野火止4か村と大和田町の所領を願い出て、これが5代将軍・綱吉に受け入れられると、以後、幕末に至るまで高崎藩の飛び地となる。この飛び地を管理するために、松平家の菩提



寺・平林寺向かいに野火止陣屋が置かれた。野火止用水の分水のうち、東側を流れる陣屋堀は、野火止陣屋に向かって西に分岐して迂回し、陣屋で暮らす武士の飲用水とされたのだろう。陣屋周辺はわずかな窪地となっているため、堤を築いてその上に用水を流した。この陣屋堀築堤は、赤土（関東ローム）や黒土・粘土などを交互に積み重ね、固めた所に堀を開削した強固なもので、漏水しないよう配慮されていた。



図 19：陣屋堀築堤の発掘調査

ク 近代の野火止用水

高崎藩の飛び地として明治を迎えた野火止では、明治4年（1872）に「野火止用水古絵図」が作成され、用水の流路や分岐、水車の分水、道との交差等、分水口から流末までの全貌が描かれており、用水の根本資料の一つとなっている。同様の絵図は、現存しないものも含めて複数存在しており、時代の転換期において、野火止用水の使用権を再度把握・共有するために作成されたのだと推測される。図中には、用水と道が交差する箇所において伏せ越し（サイフォン）が設けられていたり、橋や水車がかかっていたり、様々な情報を得ることができる。

近代以降も野火止用水は住民の飲用水であり続けた。明治36年（1903）には、野火止用水使用組合の前身である「北足立郡大和田町外1町2ヶ村組合」が発足し、水の使用権が維持された。また、宝永2年（1785）の野火止宿・菅沢村・北野村・大和田町明細帳によれば、野火止宿に5か所、北野村に1か所の井戸が記録されている。だが、井戸が個人的に掘削さ



図 20：明治4年（1872）の川越街道沿いの伏せ越しと水車廻し堀（野火止用水古絵図（部分））



れるようになるのは、昭和20年代から30年代前半頃のこと、後述する簡易水道の布設と時期が重なるため、井戸の生活水としての使用は限定的である。

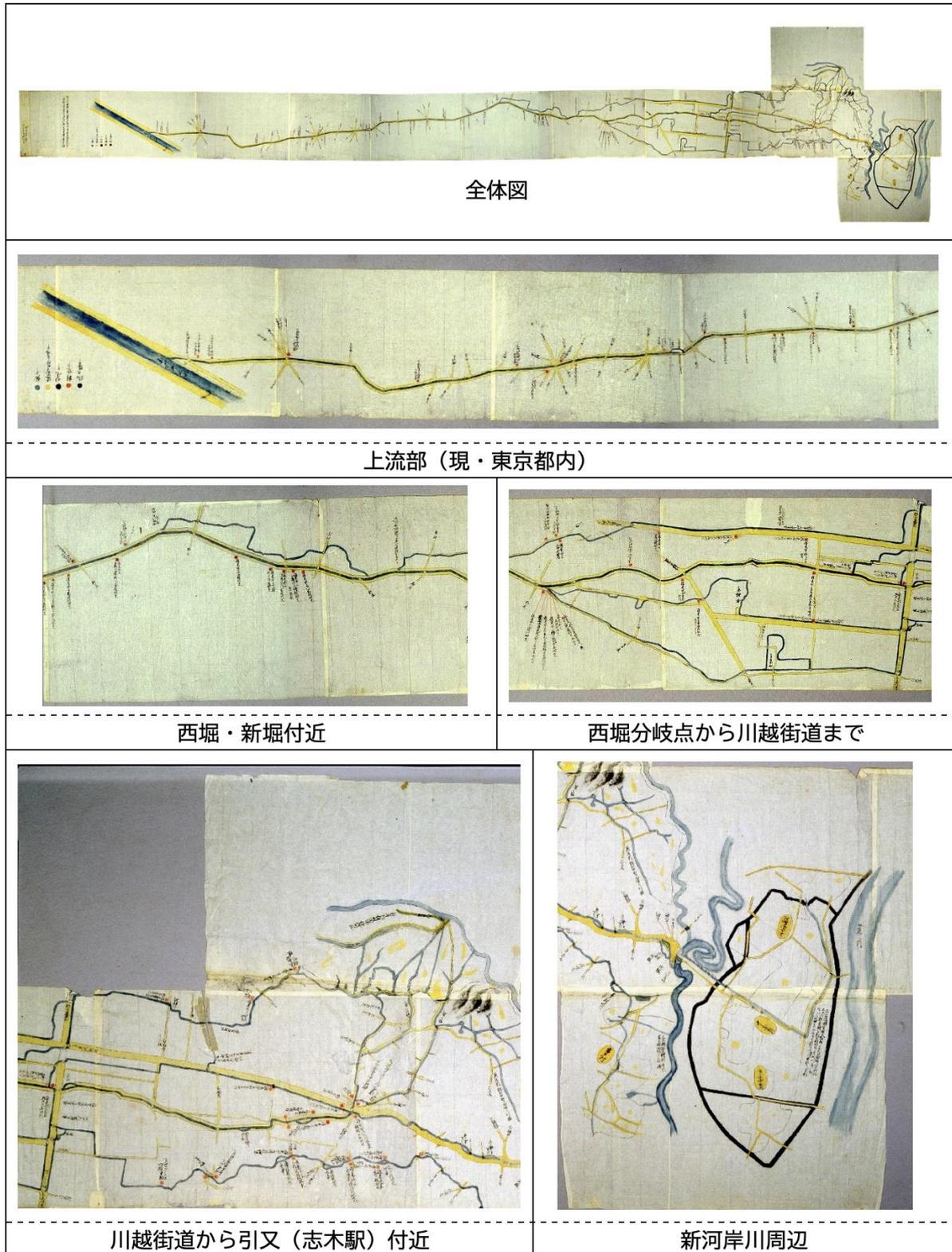


図 21：野火止用水古絵図（明治4年（1872））



江戸時代の中頃から掛けられ始めた水車は、畑の作物の脱穀や製粉等に用いられたが、近代以降も貴重な動力源として20基ほどが野火止用水沿いで操業していた。伸銅・針金等の金属加工、製紙等の工業化を支え、現在にその系譜を受け継ぐ工場が市内に存在している。市内34か所の水車の半数以上が野火止用水に掛かっているのは、水量が安定していた点と、田用水に比べて飲用水の方が水車を掛けやすかった点が挙げられる。

表4：天明8年（1788）野火止用水の水車

郡名	村名	稼ぎ人	杵	臼	創設年代	西暦	冥加永		領主	市名
新座	引又	太兵衛	14	1	宝暦12年	1762	750	文	高崎藩	志木
新座	引又	平右衛門	10	1	明和7年	1771	1	貫	高崎藩	志木
新座	引又	勝五郎	10	1	安永5年	1776	1	貫	高崎藩	志木
新座	菅沢	忠吉	10	1	安永7年	1778	500	文	高崎藩	新座
新座	野火止	又八	5	1	安永8年	1779	500	文	高崎藩	新座
入間	大岱	半次郎	10	1	天明2年	1782	197	文	飯塚常之丞	東村山
新座	浜崎	惣右衛門	5	1	天明6年	1786	免除		飯塚常之丞	朝霞

出典：「上水記」をもとに作成（『新座市史第5巻』「水車稼ぎの展開」）」

大正期になると、鉄道の敷設に伴い、東京から郊外への散策も容易となり、多くの文化人が野火止を訪れた。田山花袋、松永安左エ門、高浜虚子らの著作の中にも、野火止用水の清流と飲用水・生活用水としての記述がある。用水の水をタライ等に汲んで農作物を洗っていた描写もあるが、後年の民俗調査においても、その水を用水に戻すことはなく、ツクテバ（落ち葉堆肥場）等に撒いて無駄にはしなかったという証言が得られている。

昭和7年（1932）には大和田青年団によって野火止用水謝恩碑が建立され、松平信綱への謝意が込められている。そして、昭和19年（1944）に「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づき史蹟（地方的）となった。



図22：野火止用水謝恩碑

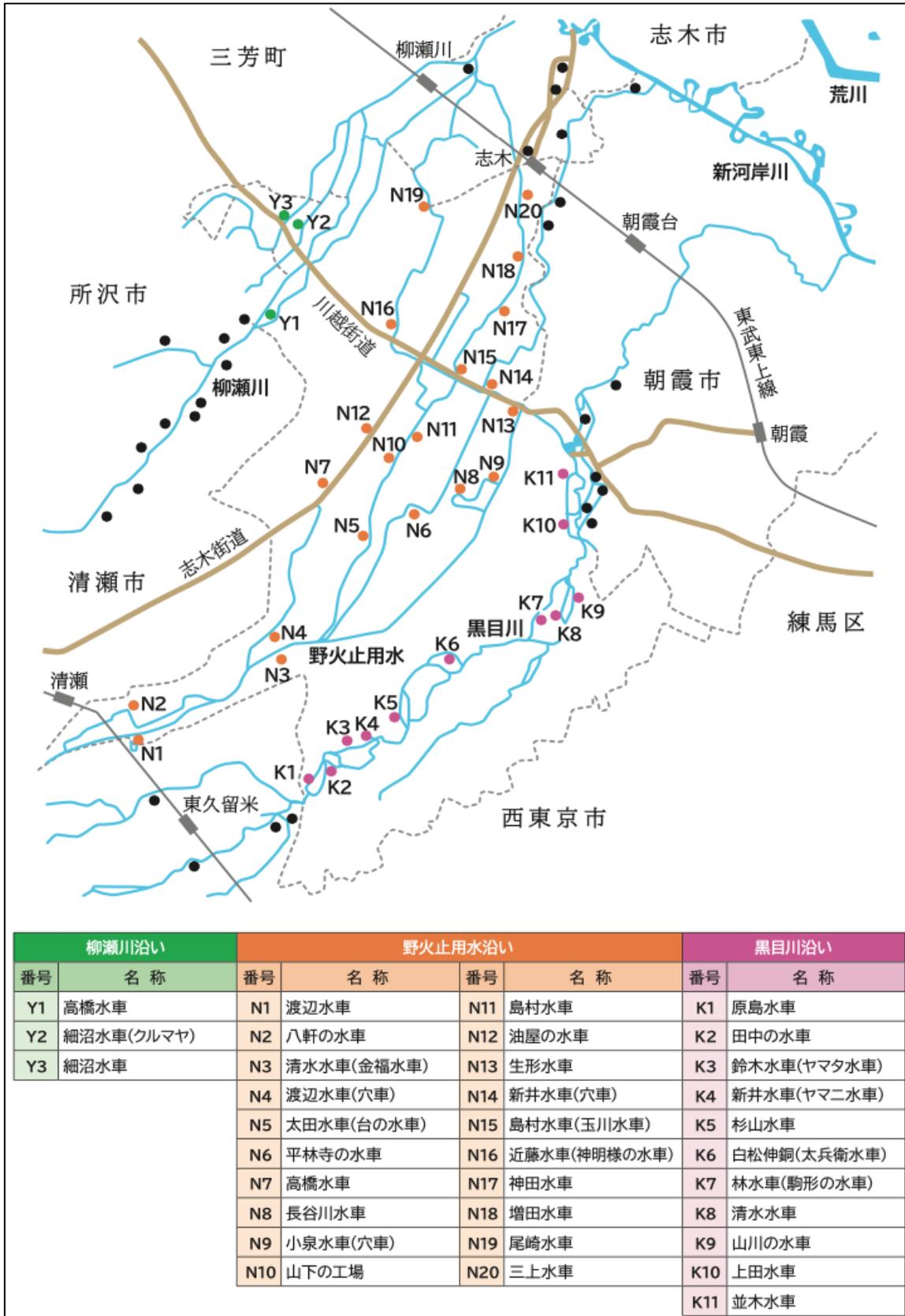


図 23：野火止水に掛けられた水車
 (『伝承文化記録集 水利用の生活と技術 水車 (I)』を改変)



ケ 昭和（戦後）期の野火止用水

連合国軍総司令部（GHQ）の指導により上水道が布設され、市内では志木街道沿いの菅沢地区で最初に開通した。若宮八幡神社には昭和24年（1949）の菅沢西分簡易水道の記念碑が建立されており、飲用水としての野火止用水の役割が失われ始める。

上水道の普及後、昭和30年（1955）頃からカメラを個人で所有する住民が現れ、野火止用水の利用風景がフィルムに収められるようになり、用水で直接、洗い物や泥落としをする様子が記録されている。こうした利用の様子は、野火止用水にとっては最も古い写真記録であるが、長い用水の歴史の中においては、変容する機能の一瞬を捉えたに過ぎず、上水道布設前の利用風景を記録したものではない点に留意する必要がある。

高度経済成長期、急速な都市化によって住宅開発や工場誘致が行われた反面、都市基盤の整備が追いつかず、雑排水が野火止用水に流されるようになり、汚濁化や廃絶が進む。その一方で、昭和48年（1973）に開通した関越自動車道には、野火止用水の水路橋が架けられ、水流が維持されている点が注目される。



図 24：昭和 30 年～40 年代に撮影された野火止用水の利用風景等



昭和45年（1970）、新座町は県内30番目の市制を施行し、新座市となった頃、首都近郊の立地をいかし、鉄道駅周辺から急速に開発が進み、人口が激増していた。昭和48年（1973）、東京都側の水不足によって玉川上水から野火止用水への分水が止められてしまうが、貴重な歴史的文化遺産である野火止用水を残そうとする地域住民の声が高まった。埼玉県と東京都との話し合いを端緒に、埼玉県と新座市は「野火止用水復原対策基本計画」を策定し、昭和49年（1974）から昭和53年（1978）にかけて、野火止用水復原対策事業を実施し、用水路の浚渫や、氾濫防止のための流末処理対策等を実施した。

また、東京都では、昭和49年（1974）に都内の野火止用水とその周辺の緑地を「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、野火止用水歴史環境保全地域に指定し、保護することとなった。そして、立川市・東大和市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市の野火止用水流域6市が野火止用水保全対策協議会を組織し、野火止用水と隣接する雑木林の保全事業を進めている。

市教委は、昭和50年（1975）7月に、「市内を流れる野火止用水は幾本もの支流になっており、それらの支流の文化財としての取扱いについては指定地域が明確になっていませんので他の行政執行をする上で苦慮しています。」として、「埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について」照会した。同年8月に県教委から「野火止用水の県指定地域としては用水の原形をよくとどめている、次の二区域とする。1 野火止用水本流、県境（小金井街道）から川越街道まで6.712kmの水路敷（3.6m）と、土あげ敷（左右各1.8m）。2 野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約2.7kmの水路敷と、左右の土あげ敷。」との回答を得た。



図 25：汚濁した野火止用水
(1970年代か。現・第二中学校付近)

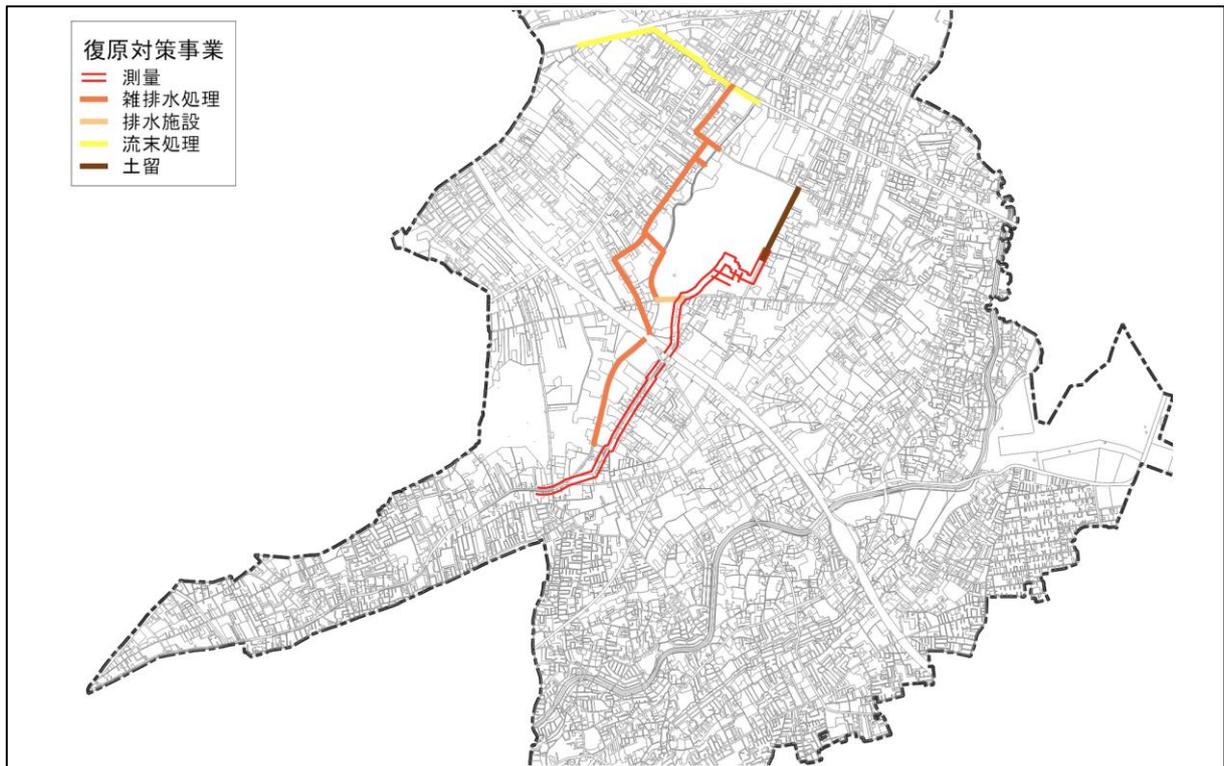


図 26：復原対策事業（雑排水処理・測量等）

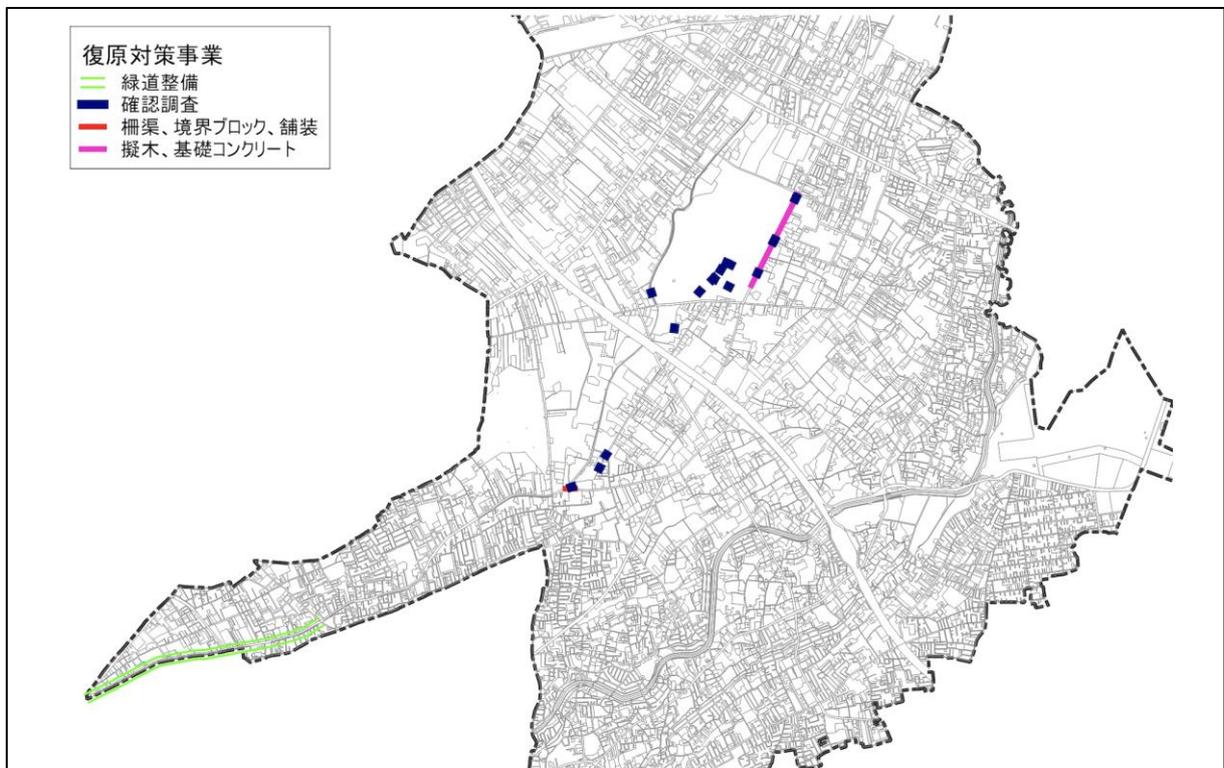


図 27：復原対策事業（緑道整備・確認調査等）

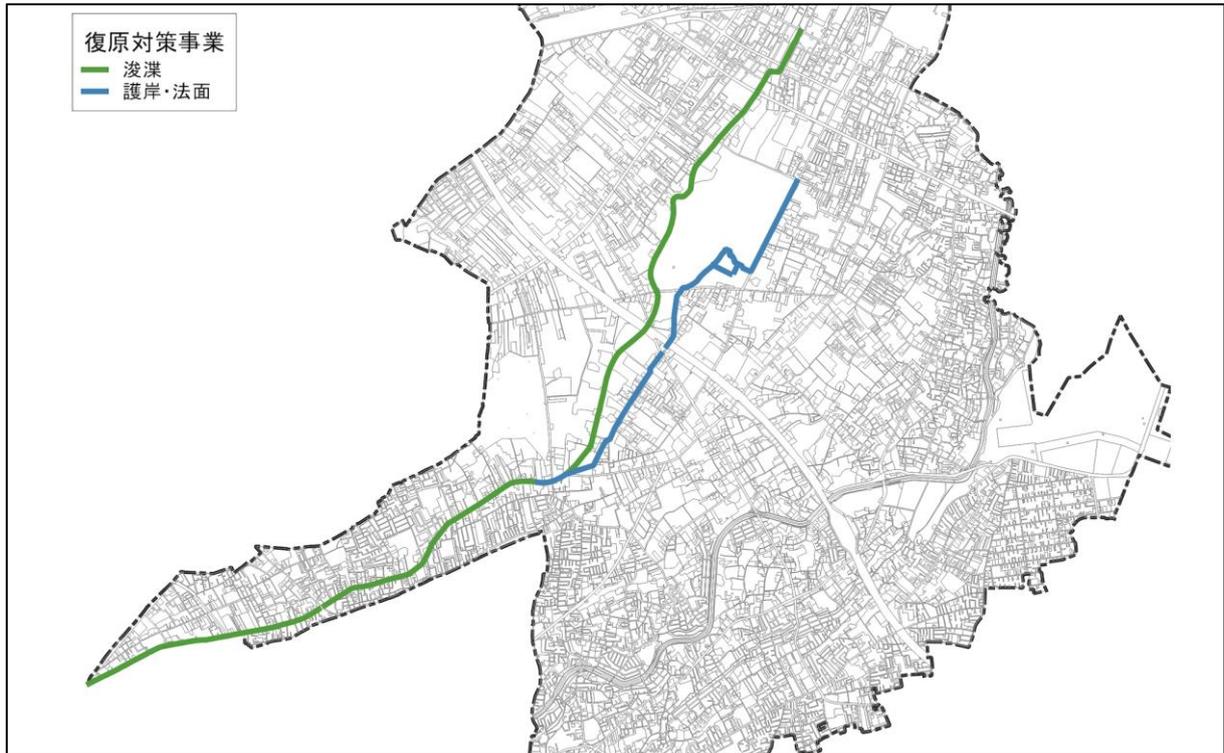


図 28：復原対策事業（浚渫・護岸・法面整備）

昭和54年（1979）には、東京都知事が埼玉県知事を訪問し、野火止用水の清流復活計画により、多摩上流処理場（現在の多摩川上流水再生センター）の下水処理水を活用し、日量2万トンの通水が提示された。昭和56年（1981）には、導水管敷設工事に着手し、昭和57年（1982）2月に東京都と埼玉県の間で野火止用水清流の復活について覚書が締結された。昭和58年（1983）8月には、埼玉県知事と新座市長との間で、野火止用水の清流復活に対する「基本的な考え方」、「施策の実現」について覚書が締結され、昭和59年（1984）には導水管敷設等の工事が完成し、高度処理水が再び通水された。市は埼玉県の補助を得て、昭和59年（1984）から昭和63年（1988）にかけて、野火止用水清流対策事業を実施し、用水の護岸と緑道の整備工事等を行い、国道254号までの本流と市役所前までの平林寺堀に、高度処理された水の流れが復活した。

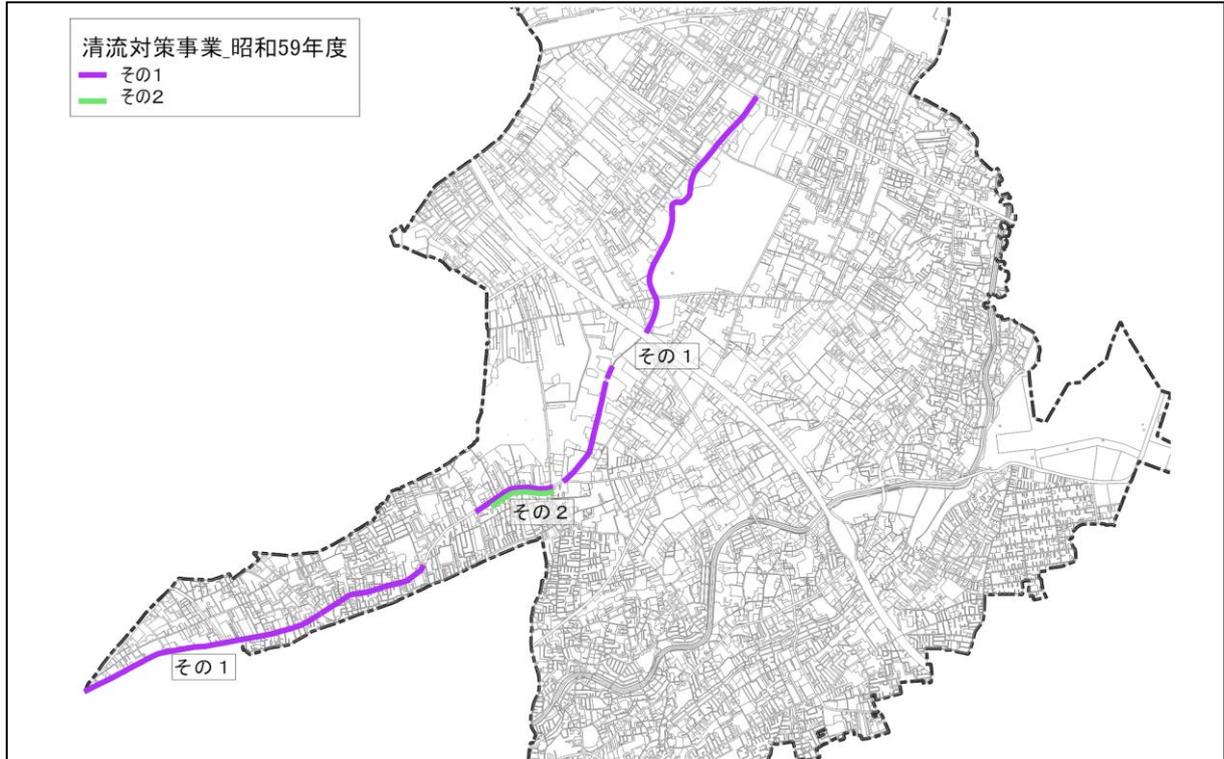


図 29：昭和 59 年度清流対策事業

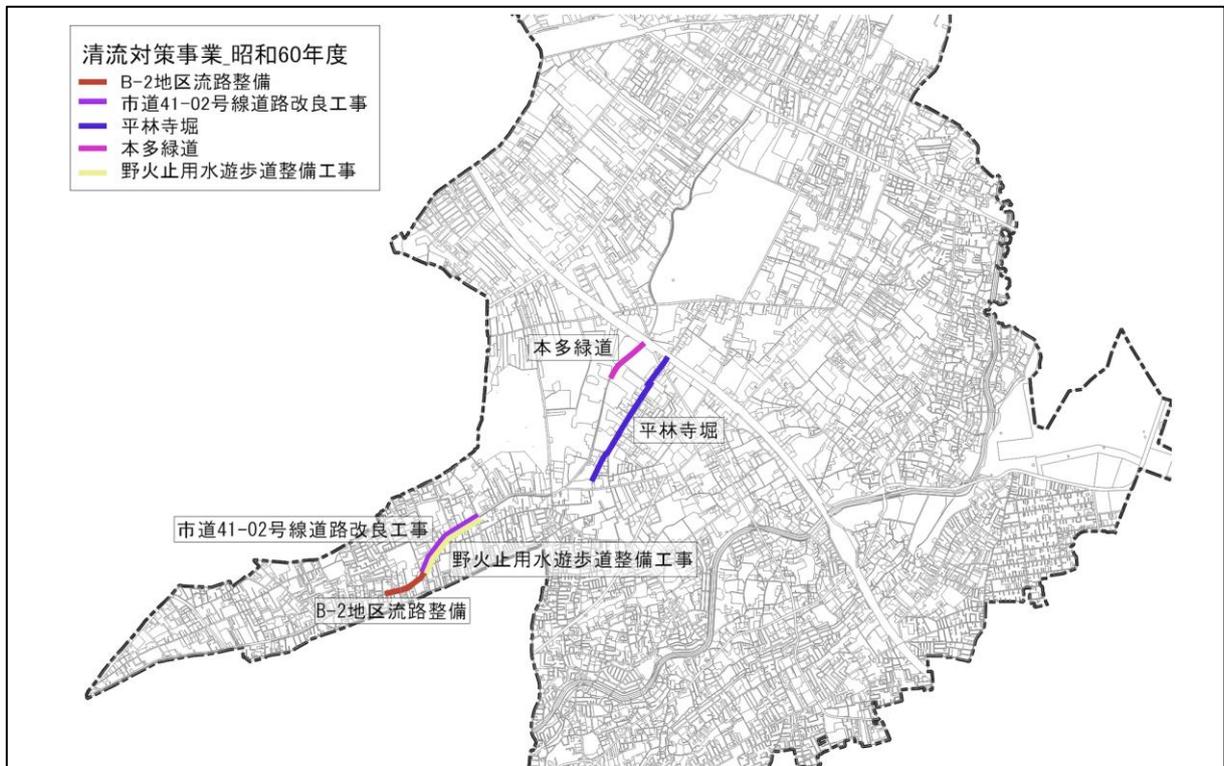


図 30：昭和 60 年度清流対策事業



図 31：昭和 61 年度清流対策事業(1) 流路整備

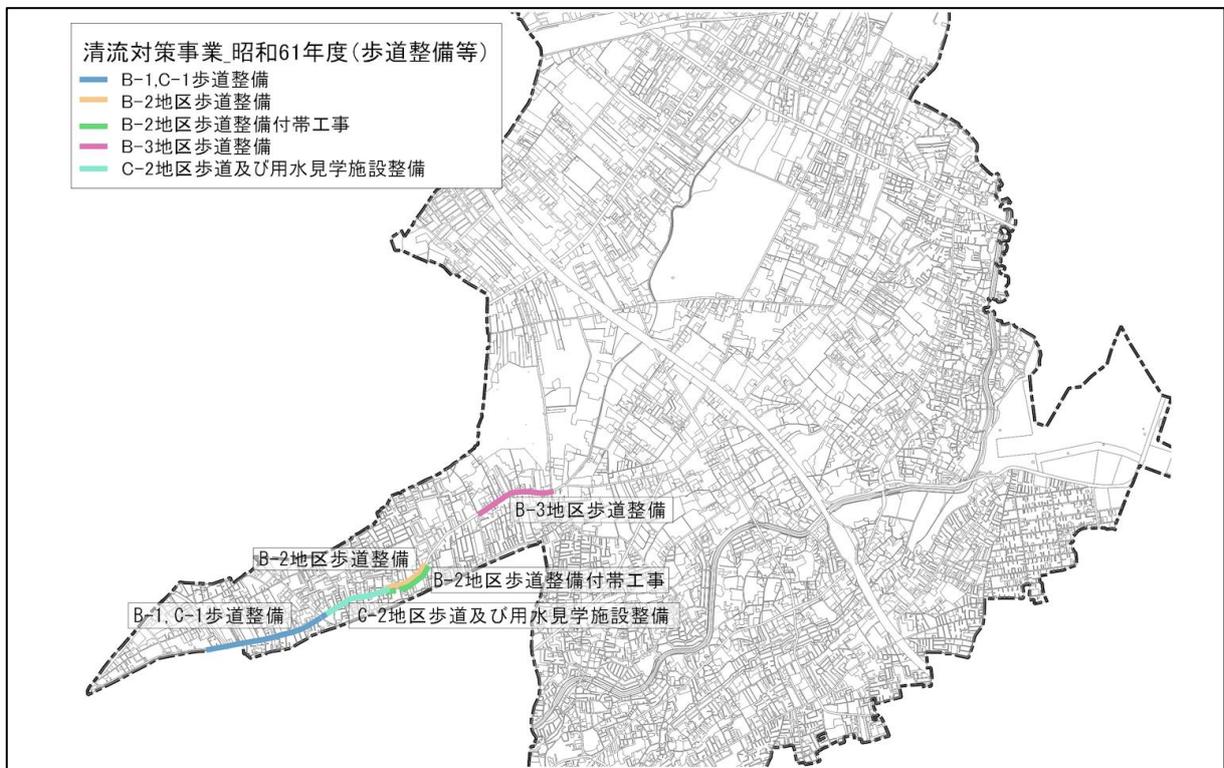


図 32：昭和 61 年度清流対策事業(2) 歩道整備

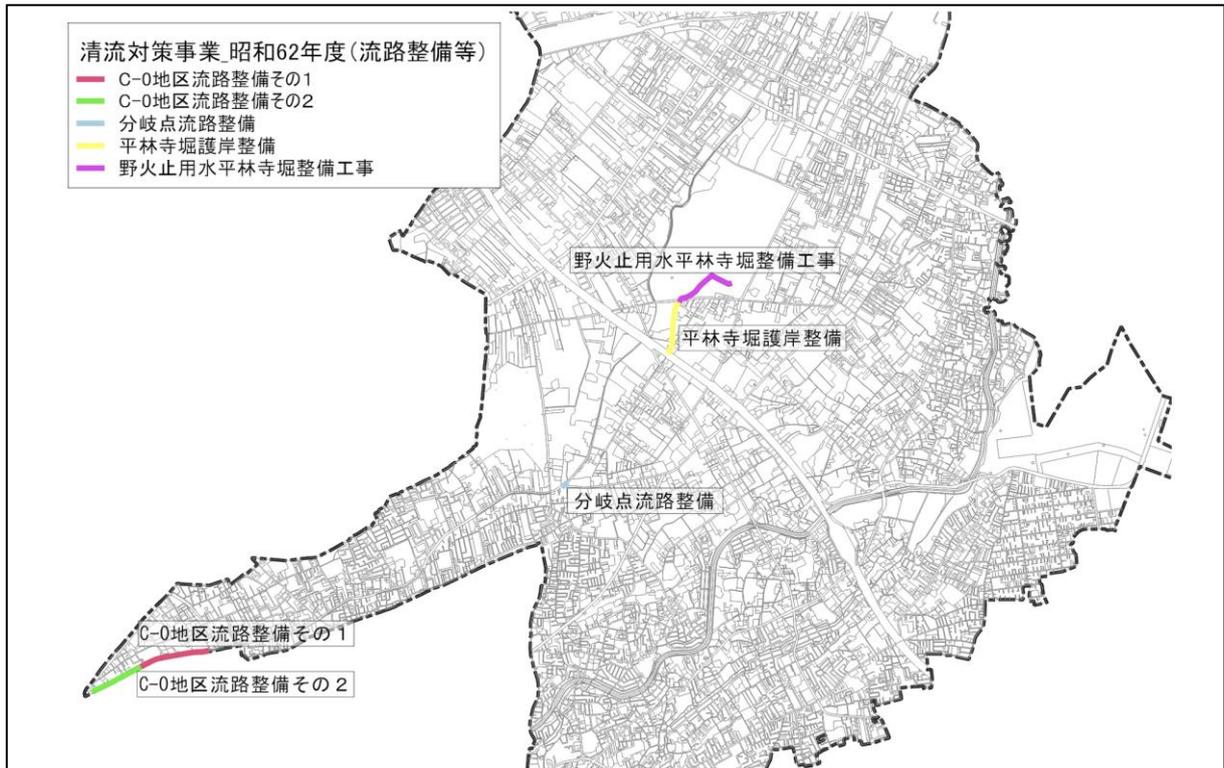


図 33：昭和 62 年度清流対策事業(1) 流路整備

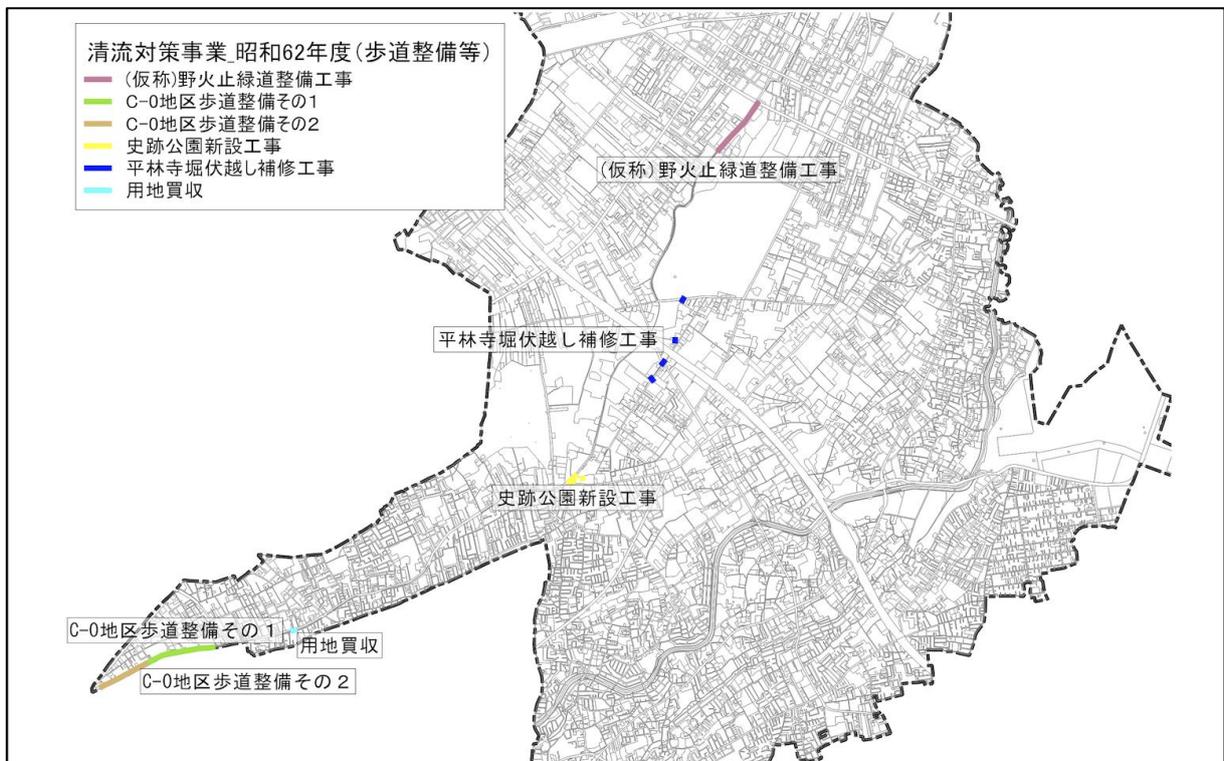


図 34：昭和 62 年度清流対策事業(2) 歩道整備



コ 平成期以降の野火止用水

平成7年（1995）3月、市は旧計画を策定し、「野火止用水のあるまちづくり」を進めるため、庁内各課で実施する事業を取りまとめた。また、平成13年（2001）年2月には『新座市都市計画マスタープラン』を策定し、野火止用水の積極的な保全と活用、親水空間や遊歩道整備を位置付けた。

また、平成6年（1994）に新座中学校が始めた野火止用水の清掃活動が、他の学校や町内会等に拡大し、年に一度の「野火止用水クリーンキャンペーン」として、1,000人前後の市民が参加する保全活動に発展した。他にも様々な市民団体が清掃活動を継続している。

平成16年（2004）6月には、地域再生計画『観光都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり』を策定し、国の認定を受けた。市民総合大学を通じて観光ガイドが養成され、野火止用水を中心とした散策案内を行い、平成20年（2008）6月には新座市観光ボランティアガイド協会が設立された。平成22年（2010）には新座市制施行40周年記念事業として、「雑木林とせせらぎのあるまち新座」を普及するために、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」が誕生した。

現在の野火止用水は、昭和60年（1985）前後の清流対策事業によって、各地区において様々な法面形態を呈しており、護岸・歩道・植栽帯も整備された。西堀分岐点から下流においては土による自然護岸を基本としているが、平林寺堀の築堤部分等においては木杭による護岸等が行われている。また、上流の開渠区間では、隣接する道路と住宅地等に配慮し、限られた空間において水の通水と歩行者の通行を実現するための様々な工法が採用されており、木杭や擬木杭による護岸も場所に応じて変化に富んでいる。いずれも清流対策事業によって施工された状態を基本としており、維持管理や補修を行う際は、施工当時に戻すこととしている。

また、平成23年（2011）、国道254号北側の新



図 35：ゾウキリン



図 36：親水空間の整備を行った野火止用水

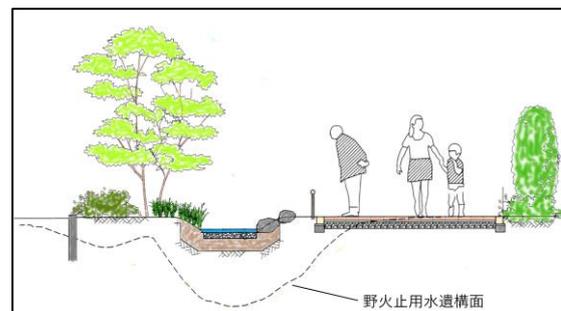


図 37：親水空間の断面図



座駅南口第2土地区画整理事業地内にある野火止用水では、地下に遺構を保存し、その上部に水路を通す親水空間の整備が行われ、遊歩道も整備された。清流対策事業以降、史跡における大規模な整備が行われたのは、この区間だけである。また、同区画整理事業では観光都市づくりの一環で、新座駅南口と史跡をつなぐ新たな水路が敷設され、遊歩道が整備された。



図 38：野火止用水サミット調印式

さらに、野火止用水を保全するための組織として、埼玉県内では、新座市・朝霞市・志木市の3市によって構成される野火止用水使用組合が存続し、都側6市では野火止用水保全対策協議会が継続している。平成23年（2011）11月には、埼玉県側3市・都側6市が一堂に会し、「野火止用水サミット共同宣言」が採択された。また、市では平成24年（2012）3月に、江戸時代前期の新田開発によって生まれた文化的景観を次世代に残すため、『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』を策定した。

(3) 調査成果

ア 自然的調査の成果

野火止用水の開削以前、この地は「行く末は 空もひとつの 武蔵野に 草の原より いづる 月影」（『新古今和歌集』）と歌われるように茅原だったとされる。また、前述のとおり近世には武蔵野が秣場や鷹場であったことから、原野あるいは草原であったと思われる。

市域には防風のための屋敷林を備えた住宅もいくつか現存している。特に、冬場の乾燥した時期には、関東ローム由来の赤土が北風にあおられて舞い上がり「赤い風」と呼ばれていた。また、「神棚でゴボウが育つ」と揶揄されるほどに、屋敷内まで砂塵が吹き込むような乾燥した環境であったと想像される。

野火止用水は、玉川上水を経由して多摩川の自然水が分水されていたため、昭和30年代前半までは、多様な動物が生息していた。通水再開後も、植物が81科292種、魚類1目1科5種、底生生物7綱14目23科43種が確認され、動植物の生態系を育む環境となっている（『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』）。本来、高燥な台地中央部にこのような環境は形成されないため、水辺環境の存在自体が稀有な状態であると言える。

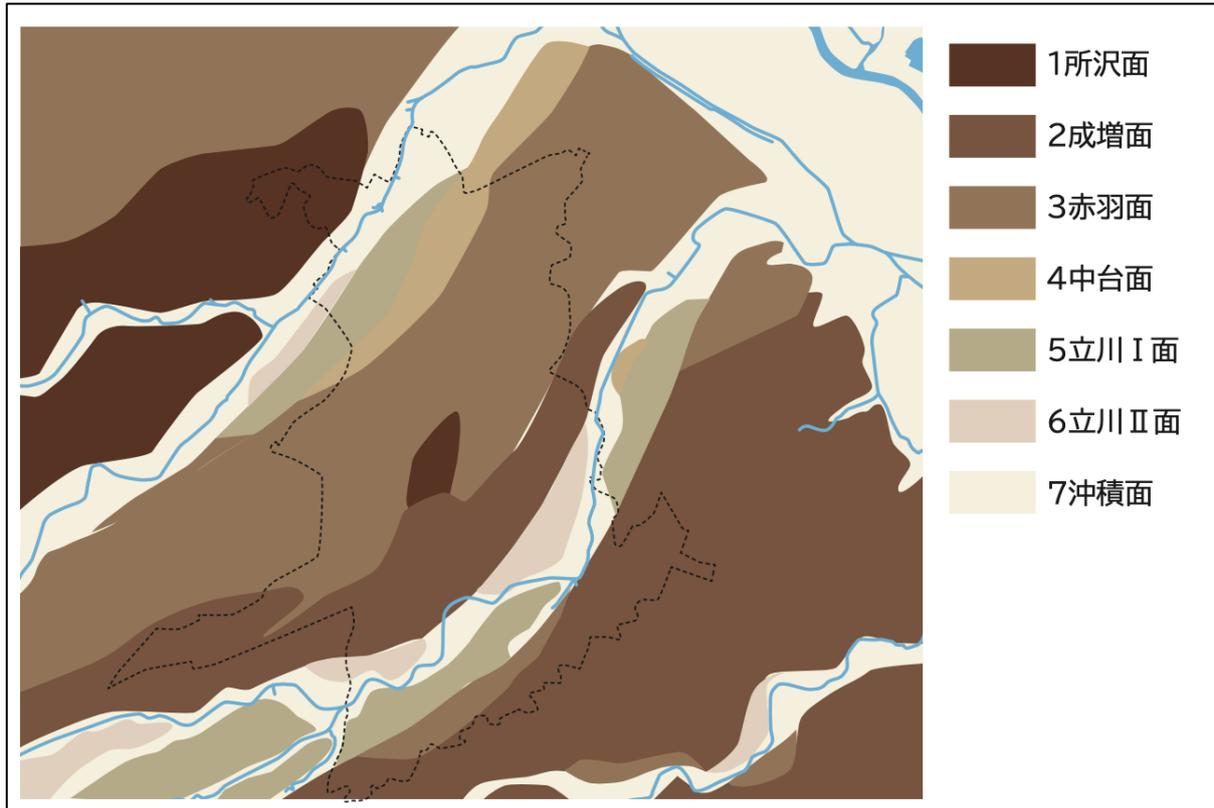


図 39：新座市付近の地形区分図
(『新座市史』第1巻自然考古古代中世資料編を改変)

イ 歴史的調査の成果

野火止用水に対しては、水路形態を把握するための試掘・発掘調査、過去の利用状況を把握するための聞き取り調査、史跡の現況を把握するための架設物等調査など、様々な調査が行われてきた。まずは整備に先立つ範囲確認調査と、道路建設に先立つ記録保存のための発掘調査が行われているため、各調査の実施時期の順に見ていく。

野火止用水復原対策事業の一環で、本流と本林寺堀の用水形態の把握のため、昭和53・54年（1978・1979）に計12か所の確認調査を行い、復原工事の基礎資料とした。

野火止用水陣屋堀（第1地点）の発掘調査は、野火止一丁目地内で築堤遺構を切通して市道の新設が計画されたため、記録保存のために発掘調査を実施した。昭和54年（1979）2月に1か所の調査地点を設定し、版築状に築堤が構築され、その中央部にU字状の堀があることを確認した。

野火止用水本流（第1地点）の発掘調査は、野火止六・七丁目地内の国道254号と県道新座・和光線の間で、野火止用水清流対策事業の一環で遊歩道の設置が計画されたことに伴い、当時、通水のなかった本流の水路跡に対し、堀の形態を把握するために実施した。昭和61年（1986）2月から3月までに計11か所の調査地点を設定し、水路の幅や深さ、形状等を確認したが、土あげ敷は確認されなかった。



図 40：野火止用水の発掘・確認調査位置

平林寺堀第1地点の発掘調査は、本多一丁目地内で駐車場（現・バス営業所）の進入路設置が計画され、野火止用水の伏せ越しの拡幅が必要となったため、記録保存のための発掘調査を実施した。平成2年（1990）8月から9月までに平林寺堀の築堤部に3か所の調査地点を設定し、版築状に築堤が構築されていることを確認した。

野火止用水本流第2地点の発掘調査は、野火止六・七丁目地内の国道254号と県道新座・和光線の間で、土地区画整理事業に伴う市道の新設が計画されたため、記録保存のための発掘調査を実施した。平成14年（2002）12月から平成15年（2003）3月までに計5か所の調査地点を設定し、水路の幅や深さ、形状等を確認したが、土あげ敷は確認されなかった。

野火止用水本流第3地点の発掘調査は、野火止六・七丁目地内の国道254号と県道新座・和光線の間で、野火止用水を流れる浮遊ゴミを回収する施設の新設が計画されたため、記録保存のための発掘調査を実施した。平成26年（2014）6月に1か所の調査地点を設定し、水路の幅や深さ、形状等を確認したが、土あげ敷は確認されなかった。

これらの発掘調査の成果から、野火止用水は場所に応じて水路の幅や深さが異なることが改めて確認された。また、土あげ敷は平林寺境内を除いて現存せず、周辺の畑土等に転用されてきたと推測され、埋蔵文化財として範囲や規模を確認することが非常に難しいことが分かる。

発掘調査以外の調査として、昭和60年（1985）から市内の水車が調査され、野火止用水に



は20基の所在が確認されて、水車の利用方法等の聞き取り調査も行われた。

昭和61年（1986）の架設物等調査によって、野火止用水に架かる橋が136基、用水沿いの社・石碑・供養塔・石橋等の石造物17基を含む、電柱や交通標識等の様々な工作物が計571点把握された。

聞き取り調査や座談会・シンポジウム等は複数時に渡り実施されており、野火止用水の水の利用の仕方等、地域文化の伝承が記録されている。多くは水をいかに管理し、「命の水」として大切に利用したかに関する証言であるが、野火止用水が信仰の舞台となることもあった。旱魃^{かんぼつ}時に雨乞いをする際、野火止用水に入って水を土手にしゃくりあげる、お互いに掛け合うといった記録がある。この様子からも野火止用水の水は飲用であり、旱魃時であっても畑には撒かなかつたことが看取できる。

ウ 社会的調査の成果

市域には東武東上線、西武池袋線、JR武蔵野線が走り、都心部へのアクセスを支えている。市域では各鉄道路線の駅を中心に市街地が形成され、近年では、都市計画が設定され再整備が進んでいる。戦後復興期における急激な人口増加は、市域へ急速な都市化として影響を及ぼした。昭和30年（1955）の国勢調査によると11,700人だった人口が、市制施行の昭和45年（1970）には77,704人と約7倍になっている。当時、国内は高度成長期で、東京のベッドタウンとして都心近郊の開発が進む真ただ中であり、新座へもそうした開発の波が押し寄せた結果であった。さらに第二次ベビーブームによる人口増加もあいまって、昭和50年（1975）には市域の人口は108,990人となった。

しかし、急激な人口増加は、幹線道路、生活道路、公園等の都市基盤整備を行わないまま宅地化が進むという現象につながり、結果として住環境、防災面、そして文化財や自然景観の保持に影響を及ぼすこととなった。これらの影響は色濃く、現在も市街地に畑等が残る一方、市街化調整区域にも住宅地が広がる等、市街地がスプロール化しており、都市基盤整備に支障をきたしている。結果的に、前述の鉄道路線各駅を中心とした住宅地開発、市街地形成を促し、市域南北が市街地化、市中央部は農地や自然を残すという特有の都市構造形成につながった。

野火止用水は、都県境から西堀分岐点付近までは市街化区域で、住宅地の中を用水が流れる。西堀分岐点付近から平林寺境内林付近までは市街化調整区域であり、比較的、畑や雑木林が残る箇所が多い。それより下流は、再び住宅地に面して流れる。近年では、都心近郊でありながら自然環境を残すという点が新座市の魅力である、という認識が市民に広がっている。

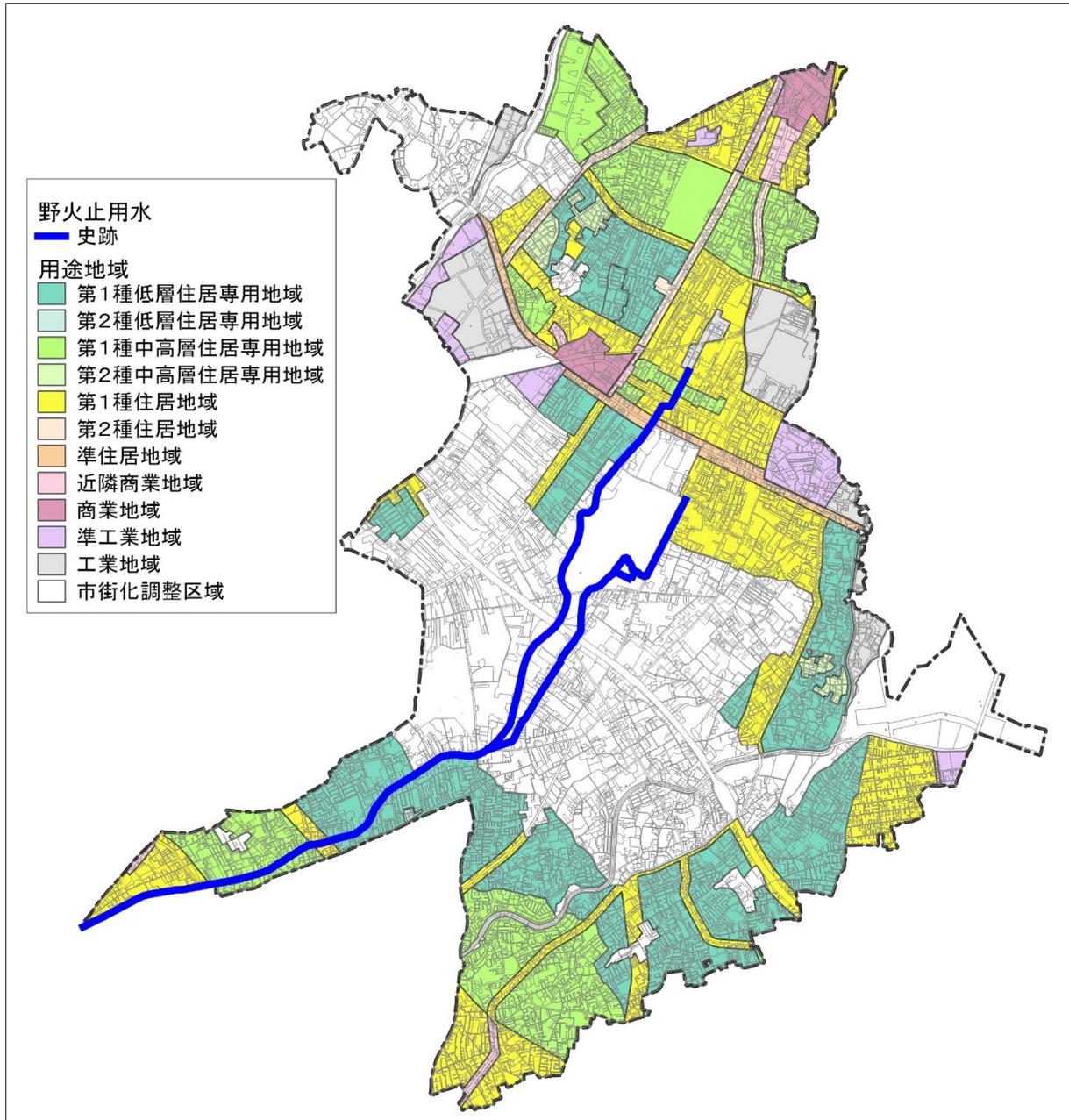


図 41：用途地域図（令和4年（2022）7月1日決定）と史跡野火止用水

都市化の影響は産業・工業にも見受けられ、江戸時代には武蔵野有数の畑作地帯であった新座市域は、高度成長期以降、農業主体から次第に出版・印刷・非鉄金属、電気機器等の工業が主流となった。運送に関しても、江戸時代には舟運によって栄えた市域は、鉄道敷設とともに鉄道貨物、そして市内を通る国道254号や主要地方道さいたま東村山線等を用いた自動車流通へと変化した。現在では、自動車による運送のため、前述の国道や地方道沿いに工場や倉庫等が多く立地している。市内には多くの都市計画道路が決定されており、国道254号を始め、東京近郊を繋ぐ幹線道路と線状の野火止用水とが交差せざるを得ない箇所がある。

このような都市化の波の中で、東京都の人口増加によって、玉川上水からの野火止用水へ



の分水が止められた。また、生活雑排水が用水に流されたことで「ドブ化」し、多くの用水が廃絶されていった。

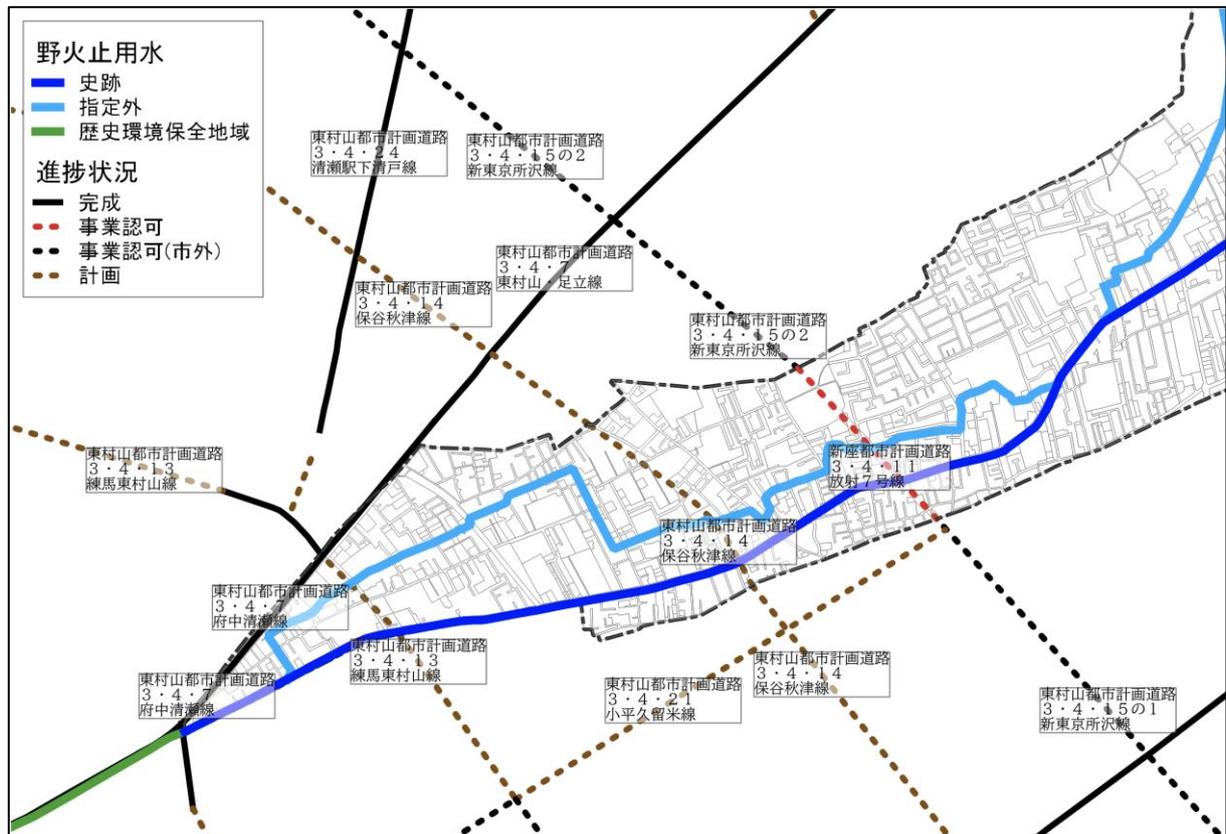


図 42：都市計画道路と史跡野火止用水（新堀地区）

Ⅰ 野火止用水の現況

かつては野火止台地を広く網羅し、「命の水」を供給する上で重要な役割を果たした野火止用水であるが、明治初期から大正にかけての東京都の水不足、伝染病の流行と衛生意識の変化、戦後の上水道の整備、高度経済成長期の生活・工場の雑排水による水質汚濁等により、飲用水としての役割は失われた。それに伴い、江戸近郊に広がった武蔵野の原野は、新田開発によって畑と雑木林の村々となったが、東京近郊の都市化が進むと宅地と工場等へと変わっていく。

東京近郊に位置する立地から、市域のベッドタウン化が進み、宅地化・商工業地化の影響を受けたこと等もあいまって、水路の暗渠化や廃絶、歩道・自動車道化が進み、かつての清流を忍ばせる箇所は減少しつつある。しかし、それでも現存する区間があり、関越自動車道開通に際しても水路橋により水流が途絶えることがなく、国道254号を越えて通水が復活した。また、野火止用水沿いに残る屋敷林や地割、築堤などの景観が、近世以来の様相を今に伝えている点は稀有な事例である。



市内で現存する野火止用水の水流は、本流と平林寺堀のみとなっており、八軒廻し堀、菅沢・北野堀、陣屋堀は既に水流が途絶え、水路跡自体も大部分で廃絶している。菅沢・北野堀の流路周辺では、近世開発時の短冊形地割、屋敷林、水路跡がわずかに現存しているため、かつての流路の痕跡が確認できる。また、現在は水道道路の一部として利用され、水路が蓋掛けされている陣屋堀では、堀跡や築堤などが一部残存している。

なお、現在も水流を残す本流と平林寺堀においても、一部消失や暗渠化があり、現在の野火止用水の景観は近世とは大きく異なっている箇所がある。平林寺堀は野火止用水復原対策事業により、一部（本多地区、平林寺堀築堤部）で旧来のU字型溝から丸太連続立込みに変更されていたが、現在では板柵丸太立込みになっている。また、窪地に水路を通すために築かれた築堤が現存しており、築堤の上面に水路を通す近世の土木技術を駆使した工夫が今に残っている。本流は、新堀・西堀地区の一部では暗渠化し歩道となっているが、他の区間は水路・植栽帯・歩道が整備されている。西堀分岐点から下流は原則的に素掘りの開渠となり、遊歩道等が整えられ、その清流と雑木林が織りなす自然豊かな景観を市民に提供している。

上述のように、様々な形態を有する野火止用水のうち、史跡指定されている範囲において、現況の把握と記録を行うため、令和3年（2021）及び4年（2022）に測量調査を実施した。便宜的に西堀分岐点から上流をBC、下流をAと区分して番号を付し、特徴的な現況を有する地点の断面図と、法面の施工法を次図以降において示している。